

# 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

## 目 次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申 . . . . .	I - 1
資料 1 諮問文 . . . . .	I -53
資料 2 検討の経緯 . . . . .	I -54
資料 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿 . . . . .	I -55

令和6年9月27日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会  
会長 神尾 真知子

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（答申）

令和6年6月7日付け目総権第5211号で意見を求められた標記の件について、本審  
議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

# 第1章 基本的な考え方

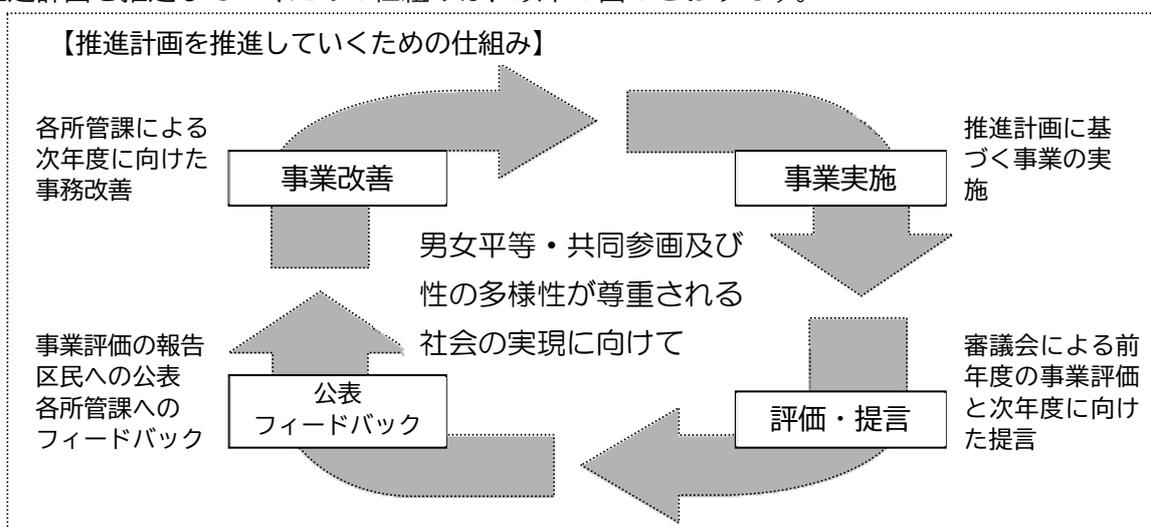
## 1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は令和4年度から実施されている推進計画（四期目）の令和5年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、令和4年度から実施されている推進計画において新たに設けられた「分析の着眼点」については、「*New*」という表記をしました。

## 2 事業評価の方針・方法

第2章の「Ⅰ 評価の方針」「Ⅱ 評価の方法」により事業評価を行います。評価に当たっては以下の点に留意しています。

- ① 事業評価をわかりやすく示します。  
★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。
- ② 客観的な評価に努めます。  
数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告や区民意識調査報告等に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。
- ③ 事業に対する改善点などを提言します。  
各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

## 3 事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も条例で目指す社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

#### 4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第4条及び第14条2項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけでなく、区全体の所管課が一丸となって推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

### I 評価の方針

#### 1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である令和4年度から令和8年度までの間、毎年度の事業実績とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）等に基づいて、客観的に行うこととします。

#### 2 評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

#### 3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の政策課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目2-3 子育て支援の充実」の「施策の方向① 多様な子育てサービスの充実」は、子育てサービスを必要とする子どもに対する児童福祉の充実が主たる目的ですが、同時に、多様な子育てサービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすこととなりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

#### 4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記3に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

#### 5 大項目としての総括

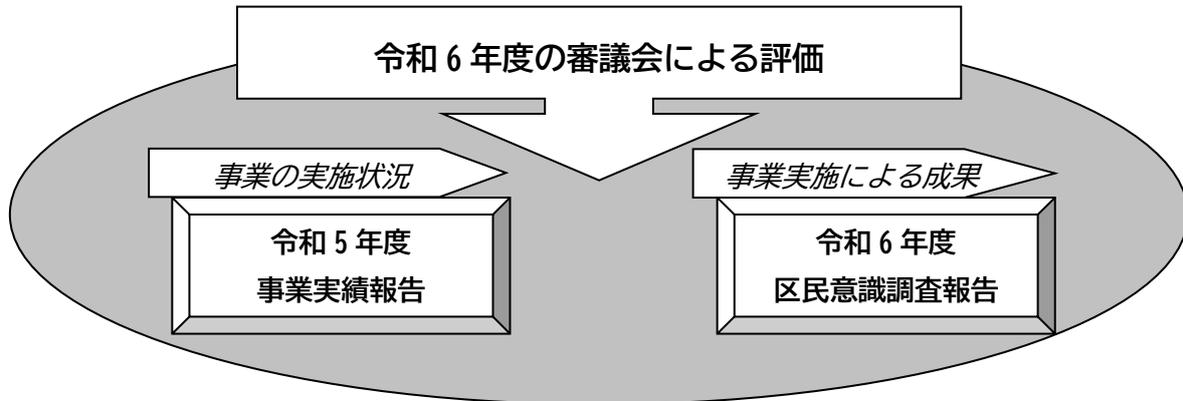
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記4の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するとき重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	4-3 区民、事業者等との連携

## II 評価の方法

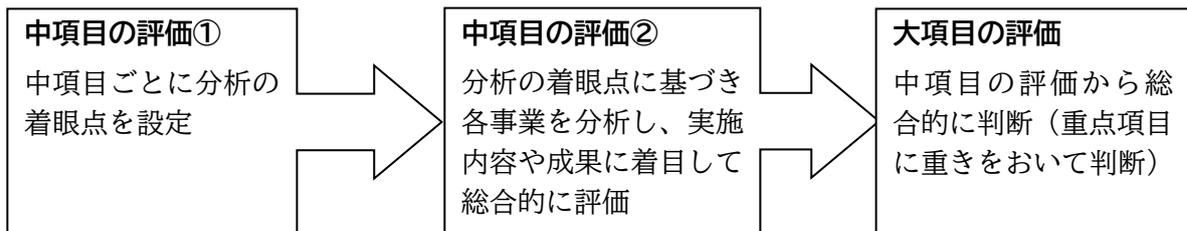
### 1 基本的視点と評価の流れ

① 令和6年度は、図のように、令和5年度の進捗状況を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和5年度の「事業実績報告」と、令和5年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和6年度の「区民意識調査報告」によって、令和5年度の進捗状況を測ります。

② 評価の流れは下図のとおりです。



### 2 評価の基準

① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題別の指標」（下表1）を使用します。評価の出発点となる「課題別の指標」の基準値は、推進計画（令和4年度～令和8年度）が始まる前の「事業実績」（令和3年度）及び「区民意識調査」（令和4年度）の結果を用います。

（表1） ★重点項目

目標 (大項目)	課題（中項目）	課題別の指標	基準値	直近の 数値	目標値 (令和8年度)
1 推進 男女 平等 分野 にお ける	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合	39.2%	39.3%	50%
	2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	36.5%	37.8%	50%以上
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	15.1%	23.0%	25%以上
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	59.1%	43.0%	80%以上

	5	防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	-	27.7%	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★1	仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	-	53.4%	50%以上
	2	男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.6%	22.9%	20%以上
	3	子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	23.4%	23.0%	15%以下
	4	介護支援の充実				
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1	性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	74.3%	81.4%	90%以上
	★2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	2.5%	2.6%	ゼロ
	3	女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.1%	10.4%	ゼロ
	4	生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	55.1%	51.8%	70%以上
	5	性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	-	47.1%	50%以上
4 男女平等・性的多様性の尊重を推進する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	71.1%	75.6%	60%以下
			目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.4%	13.9%	20%以上
	2	計画の着実な進行管理				
	★3	区民、事業者等との連携				
	4	国、東京都、他自治体との連携				

【備考】

- ・「-」は前計画では指標としていなかったため基準値がないことを意味します。
- ・空白は指標を設定していないことを意味します。

② また、上記の「課題別の指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」（下表2）を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題別の指標」と同様に、推進計画（令和4年度～令和8年度）が始まる前の「事業実績」（令和3年度）及び「区民意識調査」（令和4年度）の結果を用います。

(表2)

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は可能な限り早期に達成されることを求める。 (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	1	2	ゼロ
	男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	24.5%	23.0%	-
	区の管理職に占める女性の割合	20.5%	24.7%	33%以上
2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進 2-3 子育て支援の充実 2-4 介護支援の充実	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 30.1% 育児 33.9% 介護 34.3%	家事 27.2% 育児 26.8% 介護 26.1%	-

- ③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、各中項目の分析欄に記載してあります。

### 3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

### 4 評価作業における留意事項

#### (1) 数値目標と評価の視点

各年度において「課題別の指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題別の指標」と「審議会独自の目標」が令和8年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目1-1で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。

(2) 評価の客観性

事業評価は主に「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

(3) 区民意識調査の数値の経年的な評価及び標本誤差について

標本誤差は、以下の式によって求められ、今回の標本誤差は以下のとおりです。標本誤差の範囲内ではなく、前年度の結果と比べて変化の大きいものについては「有意に」などの文言を使ってコメントします。標本誤差の範囲内のものについては、数値の「増加」「減少」を断定せず、「割合が増加」「割合が減少」というような分析表現にします。

信頼度を 95%とした場合、標本誤差は下式により求められます。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

{

- N = 母集団数
- n = 比率算出の基数 (回答者数)
- P = 回答の比率

母集団数 (令和 6 年 4 月 1 日現在の目黒区の 18 歳以上の人口) : 244,041 人  
有効回答者数 : 656 人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおりです。

回答比率 (P) n	90%又は 10%程度	80%又は 20%程度	70%又は 30%程度	60%又は 40%程度	50%程度
656	±2.3	±3.1	±3.6	±3.8	±3.9
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

**【表の見方】**  
たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体 (n=656) の 20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.1%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、16.9%から 23.1%の間にあることが、95%の信頼度でいえることとなります。

(4) 推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

III 提言の意義

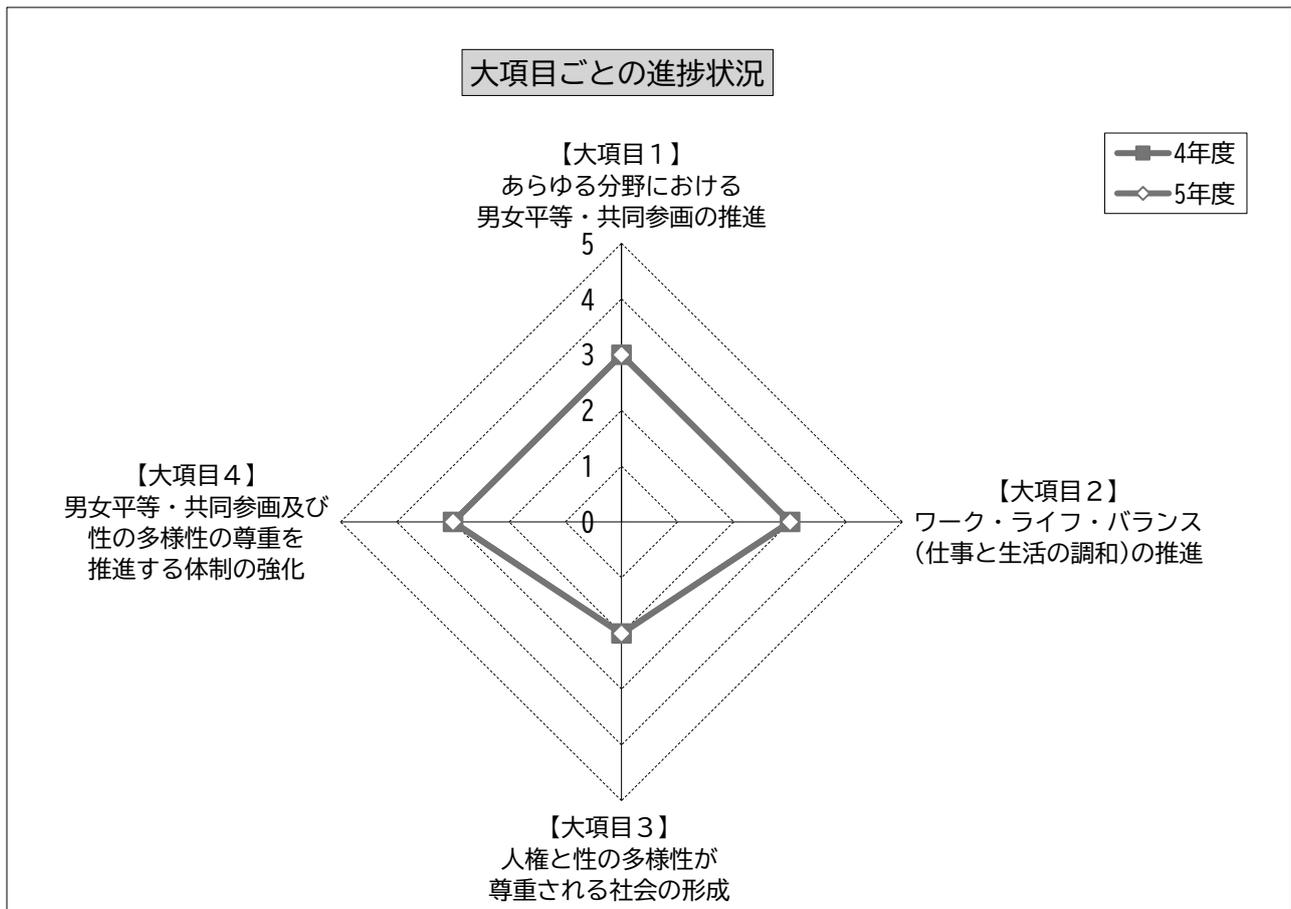
評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

### 第3章 事業評価結果

#### I 令和5年度の評価

令和4年度から令和8年度まで実施する目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の第2回目の評価です。

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」はいずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成」は★★の「不十分である」と評価しました。大項目の総合評価はいずれも令和4年度から変化はありません。



※4年度と5年度の評価が同じため、値は同位置にあります。

## Ⅱ 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・ 区民意識調査の問3の選択肢において文言的に似通っている項目があり、意識の現状の正確な把握が難しい。次回計画において調査票設計の際に修正すべきである。(例：「主に妻が」と「妻が主で一部夫が」)
- ・ 男性の家事・育児・介護への参画など、年代で差が顕著にみられる可能性がある項目もある。次回評価からは年代のクロスも一部行ってみるべきかと思う。

## 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画 事業体系

	4年度評価	5年度評価	ページ
<b>大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進</b>	★★★★	★★★★	I-12
中項目1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	★★★★	★★	I-12
中項目1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	I-16
中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★★	★★★★	I-18
中項目1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	★★★★	★★★★	I-20
中項目1-5 防災における男女平等・共同参画の推進	★★★★	★★★★	I-22

	4年度評価	5年度評価	ページ
<b>大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</b>	★★★★	★★★★	I-24
中項目2-1 仕事と生活の両立支援	★★★★	★★★★	I-24
中項目2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進	★★☆	★★☆	I-27
中項目2-3 子育て支援の充実	★★★★★	★★★★★	I-30
中項目2-4 介護支援の充実	★★★★	★★★★☆	I-32

	4年度評価	5年度評価	ページ
<b>大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成</b>	★★	★★	I-34
中項目3-1 性差に関する意識の改革と理解促進	★★★★★	★★★★★	I-34
中項目3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	★★	★★	I-36
中項目3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶	★★	★★	I-38
中項目3-4 生涯を通じた包括的な健康支援	★★★★	★★★★	I-40
中項目3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	★★★★	★★★★	I-42

	4年度評価	5年度評価	ページ
<b>大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化</b>	★★★★	★★★★	I-45
中項目4-1 計画の推進体制の強化	★★	★★	I-45
中項目4-2 計画の着実な進行管理	★★★★★	★★★★★	I-50
中項目4-3 区民、事業者等との連携	★★★★★	★★★★	I-51
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	★★★★★	★★★★★	I-52

## 大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目1では、あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むうえでより多くの女性の参画や活躍がなされているか、また参画が促進するための各事業が十分に行われているかの状況を確認し、評価を行う。

重点課題である政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進においては附属機関等の女性委員の割合は39.3%と令和4年度の38.8%から高くなったものの目標の50%とは隔たりがある。とりわけ女性委員ゼロの附属機関等の数が1から2に増えたことは残念であり、該当する各所管課においては早急に解消に向けたアクションをとることを希望する。

区民意識調査における「男女平等であると思うか」の質問に対する回答において、「地域・団体活動」、「働く場」、「教育及び学習」、「防災」の4領域で、それぞれ数値の上下はあるものの目標に到達していない。これらの数値は単年度で劇的に改善することは難しいと思われ、目標達成には地道ではあるが確実に事業を進めることが肝要と考える。その点で各領域において講座やセミナーなど施策が多角的に行われ、内容にも工夫が見られる点は評価するが、講座やセミナーの開催方法には十分改善の余地があると思われる。昨今の社会環境を踏まえたオンライン開催およびアーカイブ視聴の導入・定例化など開催のあり方のバージョンアップを望みたい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

.....

R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

《★重点評価項目》

<b>指標の目標値</b>	区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	【50%】
<b>審議会独自の目標値</b>	男女どちらかの委員のみの附属機関等の数	【ゼロ】
	男女どちらかの委員割合が30%未満の附属機関等の割合が年度ごとに減少する	
	区の管理職に占める女性の割合	【33%以上】
<b>提言</b>	<p>○ 女性委員割合ゼロ及び30%未満の附属機関の解消は重要課題であるとの認識で取り組んでほしい。【事業1】</p> <p>附属機関等の女性委員割合を50%に近づけるうえで、女性委員割合ゼロや30%未満の附属機関等をなくしていくことは重要なステップである。その点で過去に一度実現したことのある女性委員割合ゼロの附属機関等がなくなるという目標において、再びゼロの附属機関等が昨年の1から2へと増えてしまった状況は残念である。男女が共同で課題に取り組むことの必要性を強く認</p>	

識し、充て職だから致し方無いというスタンスではなく、どのようにしたら女性委員ゼロという状況を作り出さないかという発想で委員構成・選定を行うよう取り組んでほしい。

○ 管理職昇任選考における有資格者に占める受験割合が女性において低い状況を改善するために要因の分析と施策の実施を望む。【事業3・4・5】

昨年に引き続きの提言であるが、今年度も大きな変化は見られなかった。来年度に向けては、受験率の差を分析するとともに改善に向けた施策について審議会へ共有してほしい。

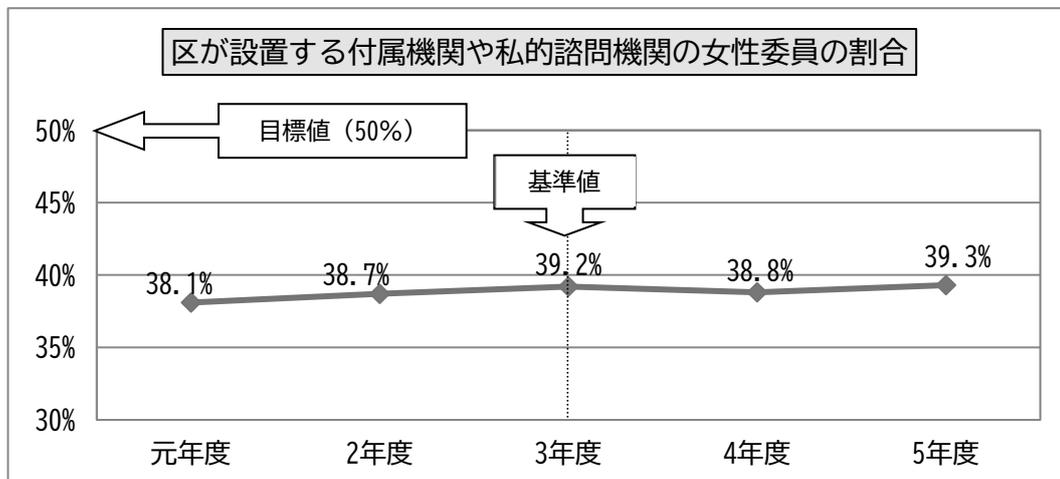
## 分析

≪着眼点①≫ 政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いはどうか

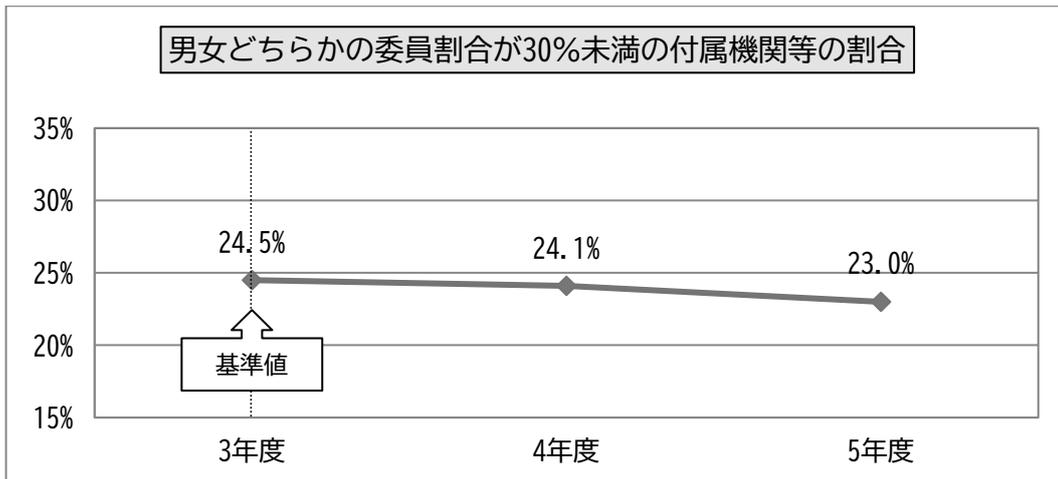
- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
- ・ 女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか
- ・ 男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少しているか *New*
- ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか

≪分析①≫ 区が設置する付属機関等の女性委員割合を50%にする目標について、平成23年1月26日付けの男女平等・共同参画オンブズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各課に対し関係団体に可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記することや、付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ、「女性比率50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

その結果、付属機関等の女性委員割合は令和6年3月1日現在で39.3%（前年38.8%）と前年度からわずかであるが上昇した。しかし、目標値の50%とは隔たりがある状況であるうえ、女性委員ゼロの付属機関等が前年の公害健康被害補償診療報酬審査会に加え、地域公共交通運賃等協議会が加わり、2つとなった【事業1】。



男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等（現任委員数が2人以下の機関を除く。）の割合は6年3月1日現在で男女平等・共同参画オンブズと子どもの権利擁護委員を分母から除いて計算すると23.0%（前年24.1%）となり前年度からわずかに低下した。

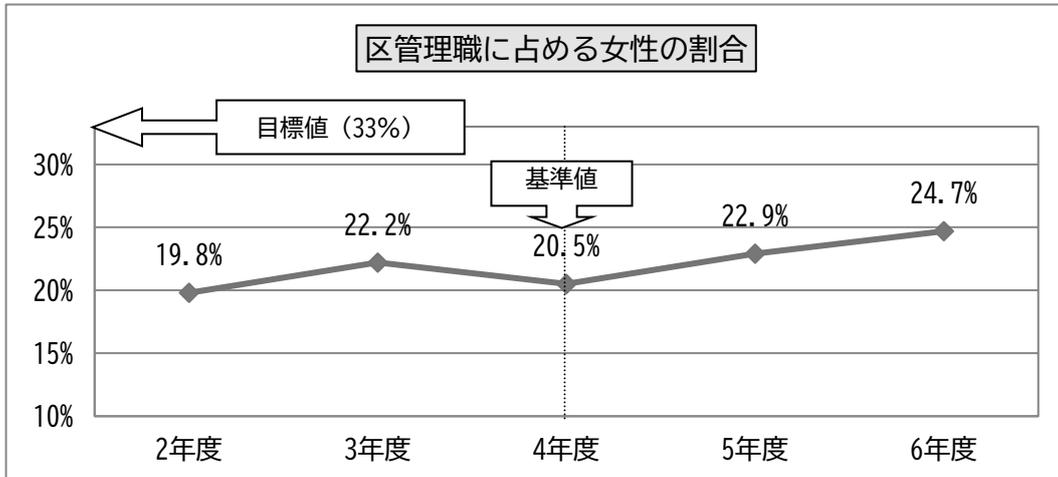


人権政策課は「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府の「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各課に対しガイドラインに基づく取組みを促している【事業2】。

《着眼点②》 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

・ 区の管理職に占める女性の割合が33%以上になったか *New*

《分析②》 区職員は6年4月1日現在の職員総数2,112人のうち女性職員が1,191人おり、女性職員割合は56.4%である。管理職に占める女性職員の割合は24.7%（前年22.9%）であり、前年度よりも上昇した。5年度の管理職昇任選考における有資格者に占める受験率を男女別にみると、管理職では女性2.2%、男性8.1%、主任職では女性39.6%、男性54.6%となっており、いずれにおいても有資格者に占める女性の受験率は男性よりも低い【事業3】。



女性職員のエンパワーメント支援については、人事課により男女にかかわらず若手職員キャリア形成支援研修が行われ、5年度は、昇任試験や公務員としての長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上が図られている。また、職員のキャリア形成への対応やワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたメンター制度が運営され、メンター制度では1件の相談依頼に対応している【事業4・5】。職員への研修は各職層の昇任者を対象とした人権研修や新たに任用された会計年度任用職員を対象とした研修が実施され、課長補佐職昇任者等に実施されたダイバーシティ推進マネジメント研修は受講者数（23人）が前年度（47人）より大きく減少した【事業8】。

**評価**

★★

**評価の理由**

男女問わずキャリア形成を支える各種研修や制度が継続して行われており、管理職に占める女性職員の割合も順調に上昇するなど、庁内の男女共同参画に向けた取組みは着実に進んでいる。しかし、付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合が微増したものの50%からは程遠い状況にあるうえ、女性委員ゼロの付属機関等が新設の私的諮問機関も含めて2つに増えたことは厳しく評価せざるを得ない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

## 【中項目】1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

## 指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

## 提言

- 地域における各種講座や活動の実施および団体への支援の継続を望む。【事業9・10・11・12】  
男女ともに参加しやすいように曜日や時間に配慮した講座の実施、地域活動や男女平等・共同参画に関する団体への支援などを引き続き継続して行ってほしい。

## 分析

≪着眼点①≫ 地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みが行われたか

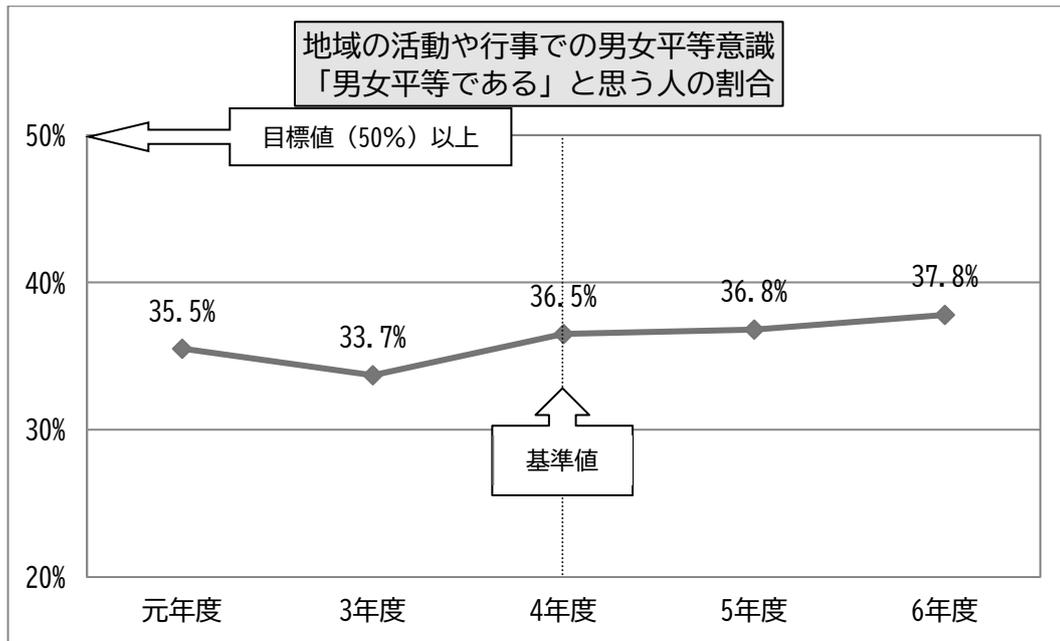
≪分析①≫ 男女平等・共同参画センター講座は計12回開催された4年度に引き続き、5年度は計15回開催された。男女平等・共同参画センターが開催する講座に加えて、スポーツ教室や出産準備教室、社会教育館講座なども働く男女が参加しやすいように曜日や時間帯を工夫して実施されている【事業9】。また、地域振興課が事務局となっている日赤奉仕活動における目黒区総合防災訓練や奉仕団員研修会等ではいずれも男性より女性の参加者が多かった。なお、地域活動へは男女の区別なく参加しているが、住区住民会議代表者の女性割合は4年度と同じ18.2%、町会・自治会長の女性割合は4年度は14.6%だったが、5年度は12.2%と低下した【事業10】。

≪着眼点②≫ 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援が行われたか *New*

≪分析②≫ 感染症の影響で途絶えていた研修が復活し、5名に対し女性団体リーダー国内研修助成が行われた【事業11】。申請社会教育学級は学習会の回数が118回（前年104回）、参加者数が1,226人（前年867人）と大きく増加した。その他の講師派遣事業については回数、参加者数ともに減少した【事業12】。

≪着眼点③≫ 地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか

≪分析③≫ 区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は37.8%（前年36.8%）と横ばいだった。



**評価**

★★

**評価の理由**

地域活動における男女平等・共同参画の促進に向けた講座や啓発、団体への支援事業は継続して、また復活して行われている。一方、「地域の活動や行事で男女平等である」と思う人の割合がほぼ横ばいで目標値と隔たりがあるうえ、町会・自治会長の女性割合が4年度より低下してしまっている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告 (4年度・5年度)

区民意識調査報告 (5年度・6年度)

## 【中項目】1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進

## 指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

## 提言

- 事業者への女性活躍推進に向けた啓発などについて、動画配信を柔軟に取り入れるなど、もう一段の実施方法の工夫を検討してほしい。【事業13】

実業界における昨今の講座やセミナーはオンラインまたはオンラインとリアル開催の組合せなどがほとんどであり、それによって多くの参加者を集め、広く情報を伝達している。実施者側の労力の負担が増す場合もあると思うが、施策目的の達成のため、リアルタイム、アーカイブの両面で動画活用を積極的に検討してほしい。

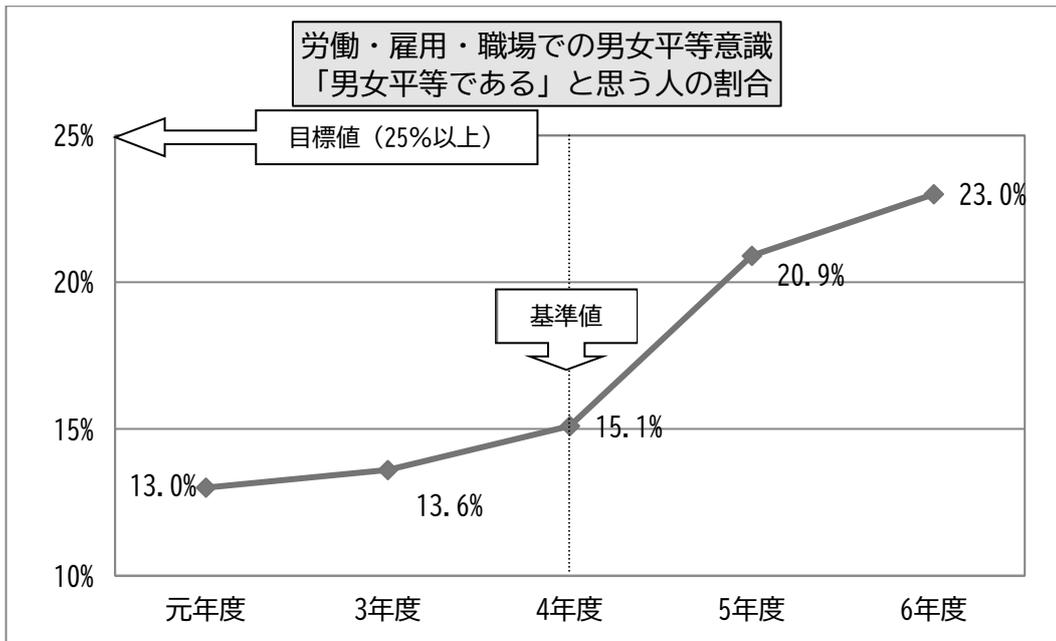
## 分析

《着眼点①》 事業者への女性活躍推進に向けた啓発や女性の起業・就労への支援が行われたか *New*

《分析①》 人権政策課がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「育休とったら見えてきた?! 私のワークライフバランス」を実施したが、参加者は前年講座の参加者数22人から12人に減少するとともに動画配信は行われなかった。産業経済・消費生活課は総合庁舎や区民センターに設置したパンフレット棚にセミナーや講演会等のパンフレットやチラシ等を配置し、啓発や紹介を行った【事業13】。人権政策課では東京しごとセンターと共催で女性しごと応援キャラバン in 目黒（参加者81人）が実施された。産業経済・消費生活課では昨年引き続き女性起業セミナー中級編が開催され、延べ43人が参加した。産業経済・消費生活課所管の講座では、創業支援・就労支援の塾やセミナーが、オンライン開催又はオンライン併用開催で実施された【事業14】。創業相談室は女性の相談件数が84件（全体171件）であった【事業15】。ワークサポートめぐろにおける就職ミニ講座は毎月6回開催され、延べ参加者数（454人）は前年（384人）より増加し女性参加者数（318人）が前年（284人）より増加した。産業経済・消費生活課の就職支援セミナーでは女性向けセミナーとして「これからの私に合う『働き方』を探してみよう」が実施され、15人が参加した。高齢者向けの内職のあっせんでは、男性の登録者数（4人）は前年度の3人から増えたが女性の登録者数は15人から6人に減少した【事業18】。

《着眼点②》 労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

《分析②》 区民意識調査では労働・雇用・職場での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が23.0%となり、目標値には届かなかったものの、前年の20.9%より上昇した。



**評価**

★★★

**評価の理由**

女性の起業や就労支援の各種講座やセミナー、相談が用意されており、支援事業は着実に行われている。しかし、事業者に対する女性の活躍推進への働きかけとしての啓発事業が前年より小規模になったことに加え、労働・雇用・職場での男女平等意識の数値が上昇したものの目標である25%に届いていない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

## 指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

## 提言

- 学校教育や生涯学習の場における男女平等・共同参画に関する啓発活動の継続を望む。【事業19・20・21・22・23・24・25・26・27】

学校教育を出発点に人生のあらゆるタイミングにおいて男女平等・共同参画に関する情報との接点を設けておくことは、男女共同参画社会の実現に向けて重要である。現状も様々な講座が開催されているが、講座の継続とともに、内容・開催方法などの工夫も加え、より多くの参加が得られるものにしてほしい。また、教職員に向けた性の多様性を含む男女平等・共同参画に向けての研修も上記に併せて積極的に行うことを望む。

## 分析

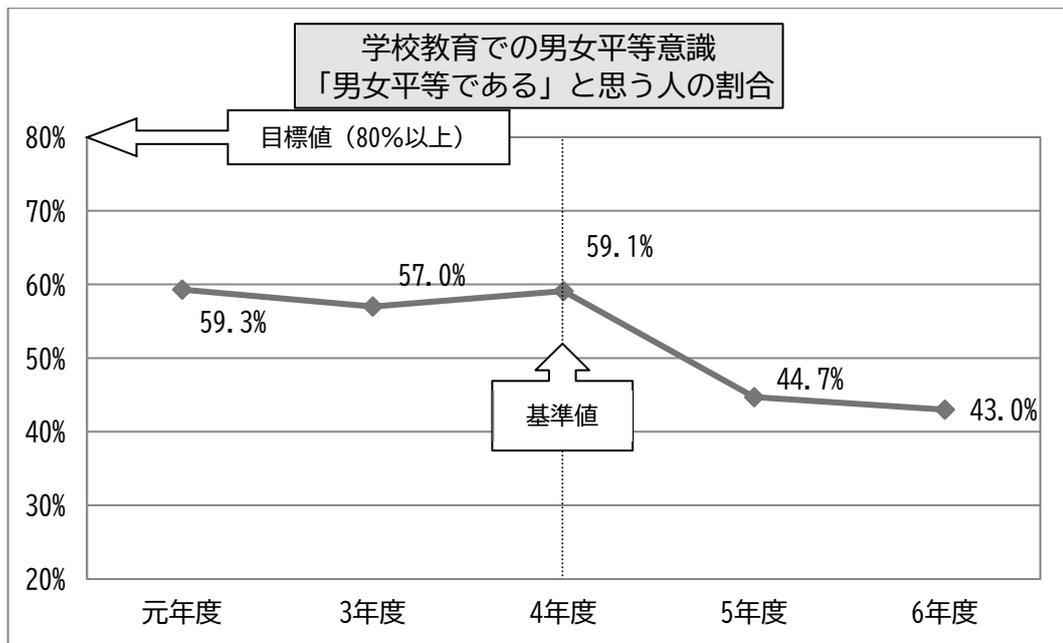
≪着眼点①≫ 生涯学習において、男女平等・共同参画意識の啓発活動が推進されているか

≪分析①≫ 区内全小・中学校において道徳授業地区公開講座が開催され、その中で「理解し合う心」をテーマにした授業の中でジェンダーに関連する内容が取り上げられてお互いを尊重するという視点で授業が行われ、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することを通じて啓発が行われた。道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会も実施され、終了後は学校の発行する学校だよりや各学校ホームページ等を通じて情報発信に取り組んでいる【事業19】。学童保育では保育の中で児童の役割分担について男女平等の視点を持った事業運営がされており、認可保育所では新規職員向けの研修の内容に男女平等の視点を持つことが取り入れられている【事業20】。社会教育館では「新五千円札、女子教育の先駆者『津田梅子』の生涯」をテーマにした社会教育講座が開催され、延べ49人が参加した【事業22】。

≪着眼点②≫ 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか  
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

≪分析②≫ 男女混合名簿の使用は全区立小・中学校で継続して実施されている【事業24】。教職員を対象とする研修は区内全教職員の必修研修として前年度と同様、eラーニングによる人権教育推進の研修が実施された。この研修では「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「職場内でのハラスメント防止について」という内容が取り扱われ、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発が行われた【事業25】。社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業が行われた【事業27】。

区民意識調査では学校教育での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が43.0%となり前年度(44.7%)より低下し、男性又は女性のどちらかに「差別がある」と回答した人の割合も前年度(3.4%)より6.1%と増加した。



《着眼点③》 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

《分析③》 区立幼稚園・こども園、小学校、中学校の管理職（園長・校長、副園長・副校長）の女性割合は幼稚園・こども園（計3園）が83.3%（5人/6人中）で前年度と変わらず、小学校が54.5%（24人/44人中）で、前年度（47.7%）から上昇した。中学校では、前年度と変わらず22.2%（4人/18人中）であるが、小学校に比べると中学校における女性管理職割合は依然として低い状況である。教職員の管理職選考においては、受験者の25.0%（3人/12人中）が女性であり、合格者の30.0%（3人/10人中）が女性だった事業28。

### 評価

★★★

### 評価の理由

教育現場や生涯学習の場などで男女平等・共同参画意識の啓発は変わらず行われ、混合名簿も引き続き採用されている。しかし、中学校における女性管理職割合が依然として低いほか、区民意識調査における学校教育での「男女平等である」との回答割合が目標の80%と隔たりの大きい43%で前年度と同程度にとどまっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】1-5 防災における男女平等・共同参画の推進

## 指標の目標値

防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

## 提言

- 防災活動により多くの女性の視点を取り入れられるようあらゆる面で再検討してほしい。【事業29・30・31・32・33】

防災会議の女性委員割合が23.3%であり、防災活動での男女平等であると思う人の割合も27.7%といずれも低い状況にある。重要度が一層高まりつつある防災活動において女性の声により確実に反映されるためにもこの状況の解決は喫緊の課題である。解決に向け、優先度を上げて取り組んでほしい。

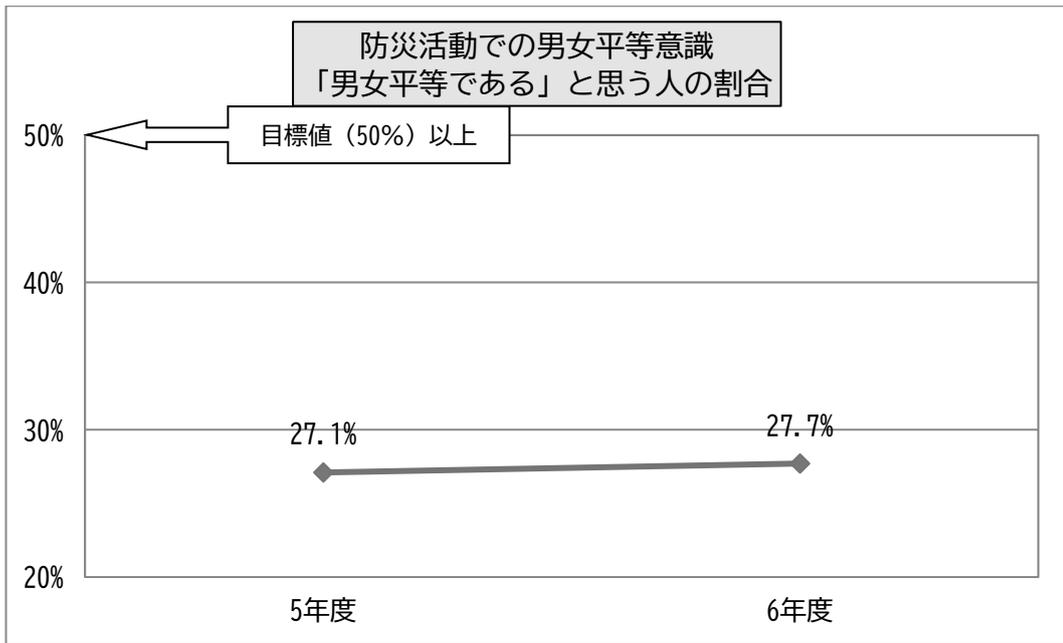
## 分析

《着眼点①》 防災施策に女性の視点を取り入れるための取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みが行われているか *New*

《分析①》 防災会議の委員は30人中25人が関係行政機関等の特定の職の者に委嘱されており、残りの5人は所属団体からの推薦者に委嘱されている。団体に委員の推薦依頼をする際は女性の選出を依頼しており、推薦を依頼した団体からの女性の推薦状況は昨年引き続き5年度は5人中5人と5団体の全てから女性の推薦があり、女性委員の選出につながった。なお、防災会議全体の女性割合は30人中7名で23.3%である【事業29】。区の「避難所運営協議会の手引き」には男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りが無いよう留意する必要性などについて記述されており、避難所運営協議会の立ち上げ時などに啓発がされている【事業31】。住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう区から指導が行われている（5年度は38回実施）。また、訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容の提案も行われている【事業32】。女性防災リーダーを育成するために、区の助成を受けて防災士資格を取得した者を対象に都主催のセミナーの周知が行われた【事業33】。

《着眼点②》 防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか *New*

《分析②》 区民意識調査では防災活動の分野での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合は27.7%（前年27.1%）で、推進計画に設定された目標値である50%以上に達していない。



**評価**

★★★

**評価の理由**

様々な防災関連の施策や場において男女平等・共同参画の視点を入れようとしている状況が伺える。しかし、関係行政機関の特定の職との関連から致しかたない面はあるが、防災会議の男女比率が男性に偏っている状況と、区民意識調査における防災活動における「男女平等である」との回答割合が目標の50%とは大きく隔たりがある点は課題があると言える。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

平成19年（2007年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」およびその行動指針（「仕事と生活の調和のための行動指針」）が策定されて以来、目黒区においてもワーク・ライフ・バランス推進のための様々な事業が実施されてきた。大項目2では、その推進・実現状況を確認し、評価を行う。

6年度の区民意識調査では、自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合は、推進計画に設定された目標値である50%以上に到達した。また男性職員の育児休業取得率も前年（60%）より増加（75%）した。しかしながら、完全に目標を達成したということには一定の留保が必要である。自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合を男女別にみると、目標値に到達しているのは男性のみであり、女性の場合、その割合は5年度より減少しているのである。

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識も同様である。今年度も目標値を超えたものの、役割分担の実態をみると「主に妻が行っている」と回答した人の割合が「主に夫が行っている」と回答した人の割合を大きく上回っている。また「主に妻が行っている」と「主に妻で、夫が一部分担」をあわせると、家事・育児・介護全てにおいて過半数を超えており、女性の負担が大きい状況に変化がないことがわかる。平等意識を行動につなげるための啓発、特に男性の家庭参加を促す取組みの強化が引き続き求められる。

事業所へのアプローチは様々な内容で行われているが、300人以下の事業所を対象としたワーク・ライフ・バランス推進のための啓発講座・研修会等の講師謝礼助成事業への申し込みは、5年度も0件であった。事業所がワーク・ライフ・バランスに無関心なのか、取り組む余裕がないのか、必要とする支援が区の事業と合わないのか、区は現状を調査・把握し、実態に沿った事業を企画・実施する必要があるだろう。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

~~~~~  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】2-1 仕事と生活の両立支援

《★重点評価項目》

#### 指標の目標値

自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合 【50%以上】

#### 提言

- 事業者とその従業員に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の更なる強化を望む。特にジェンダーギャップ解消のための取組みが必要である。【事業35・36・37】  
区民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスが取れていると思う人の割合は、男女で差があり、男性は目標値に到達しているが、女性は男性より10ポイント低い。「仕事と生活の調和（ワ

ーク・ライフ・バランス) 憲章」には、「企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む」とあるが、区内で常時雇用する従業員数が300人以下の事業者が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成する事業(4年度開始)への申請は、5年度も一件もなかった。区民意識調査(働く場における取組みの必要性に関する設問)では、長時間労働の是正、フレックスタイムや短時間勤務等の促進など労働時間に関する取組みや、企業の経営層・管理職の意識改革等が求められている。中小企業も含め、事業者とその従業員がより良い働き方を共に目指し実現できるよう、これまでの支援の継続に加え、(中小企業でも実施可能な取組事例の紹介、ワーク・ライフ・バランスに関するジェンダー・ギャップ解消のための工夫などの)新たなアプローチの検討・導入が求められる。

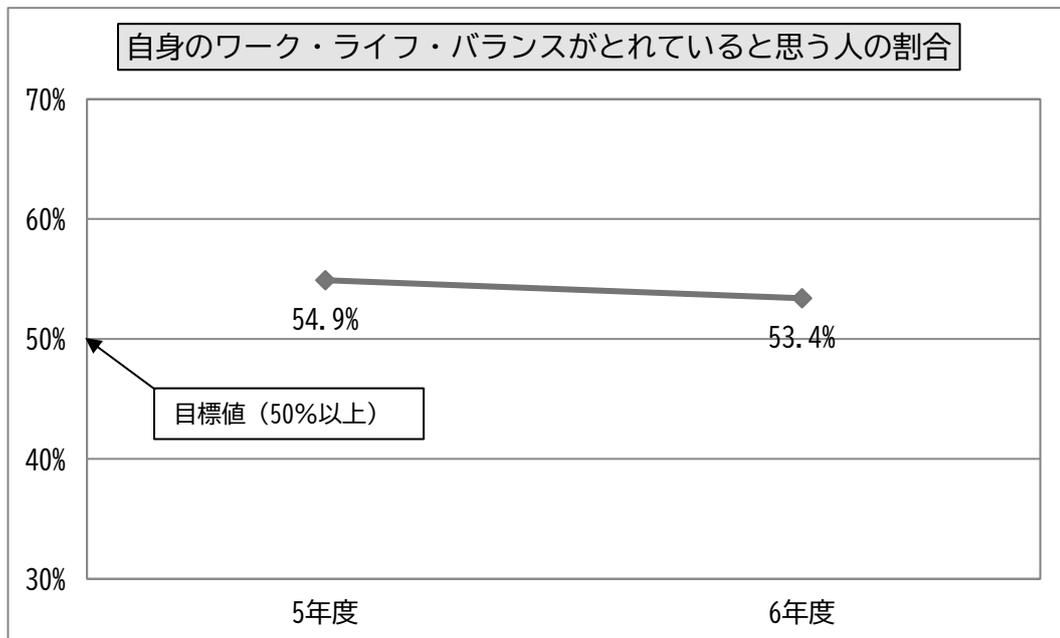
○ 区職員のワーク・ライフ・バランス推進制度の充実が継続して進むことを期待する。【事業38・39】

4年度に「目黒区特定事業主行動計画」と「目黒区女性職員活躍推進計画」を統合し、新たに「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定された。以後、働き方改革は推進されている。区職員の豊かな生活への意欲を維持するための改革がこれからも進められること、また各事業所が区の進め方をモデルとして取り組めるよう、そのノウハウが公開・共有されることを望む。

## 分析

《着眼点①》 自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が増加しているか *New*  
・自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が50%以上になったか

《分析①》 自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の割合は53.4%(5年度54.9%)であり、5年度同様、推進計画に設定された目標値である50%以上に達する結果となった。しかし性別ごとにみると、標本誤差の範囲内であるものの、男性では58.5%(5年度57.6%)と5年度より増加しているのに対し、女性は48.9%(5年度52.7%)に減少し、目標値に達していない。



《着眼点②》 事業者や区職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発や支援が適切になされているか *New*

《分析②》 人権政策課は、区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体

がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会を実施する際の講師料を助成する事業を実施しているが、5年度も申請はなかった[事業36]。事業所の取組みが見えてこない。他方で、人権政策課がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座を開催しており（参加者12人）、事業者と区民の両方に向けた啓発を行っている[事業35・37]。区職員への支援としては、4年度まで感染症対策として特例実施されていた時差出勤制度が本格実施されるとともに、モバイルワーク（自席外でのテレワーク）の運用も継続実施された[事業38]。職員の育児と仕事の両立不安解消のための取組みや働き方改革の推進も行われている[事業39]。

### 評価

★★★★

### 評価の理由

「自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う」と回答した人の割合は、6年度も目標値（50%以上）に到達したが、男女別にみると、女性は到達しなかった（男性58.5%、女性48.9%）。

事業は、前年度のもの概ね継続されている。「めぐろ子育てサポート2023」をはじめとする育児関連の取組みの拡充、保育料、児童の給食代の軽減措置といった新たな施策もみられる。区職員に対しては、働き方改革（時短、モバイルワークに加え、時差出勤制度の本格導入等）が順調に進められており、男性職員の育児休業取得率の増加等（4年度60%→5年度75%）、着実に成果を上げているものもある。他方で、取組み強化を促す提言にも関わらず、前年度と比べ変化がないものも多かった。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

【中項目】2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

**指標の目標値**

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】  
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合 【15%以下】

**提言**

○ 家庭生活における男女平等・共同参画を実現するために、男性が家事・育児・介護に積極的に参加したくなるような事業の強化を望む。【事業 40・41】

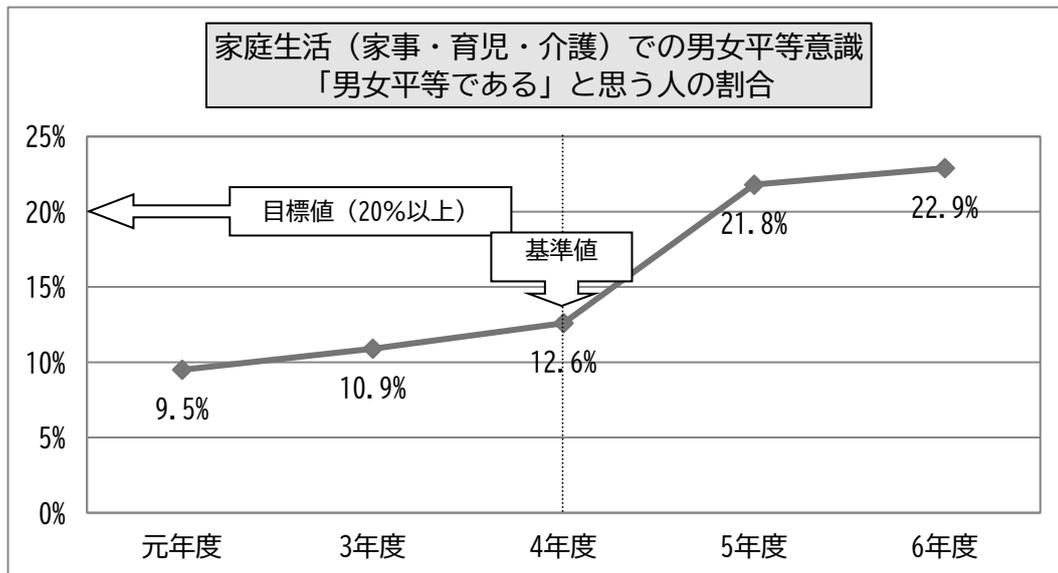
区民意識調査では、平等意識は高まりつつも男女間で認識に差があり、特に共働き家庭において依然として家庭責任が女性にのしかかっているという結果であった。既に実施されている育児・介護教室を継続するとともに、企業と連携した取組みも検討してほしい。加えて、男性の参加者が少ないことから、男性や平日働く人が参加しやすい日時・方法で実施し、また関心を持てるような内容の工夫が必要である。イベントの告知・開催には、広報誌等、紙媒体のものに加え、SNS等デジタルメディアの利活用を拡充してほしい。

**分析**

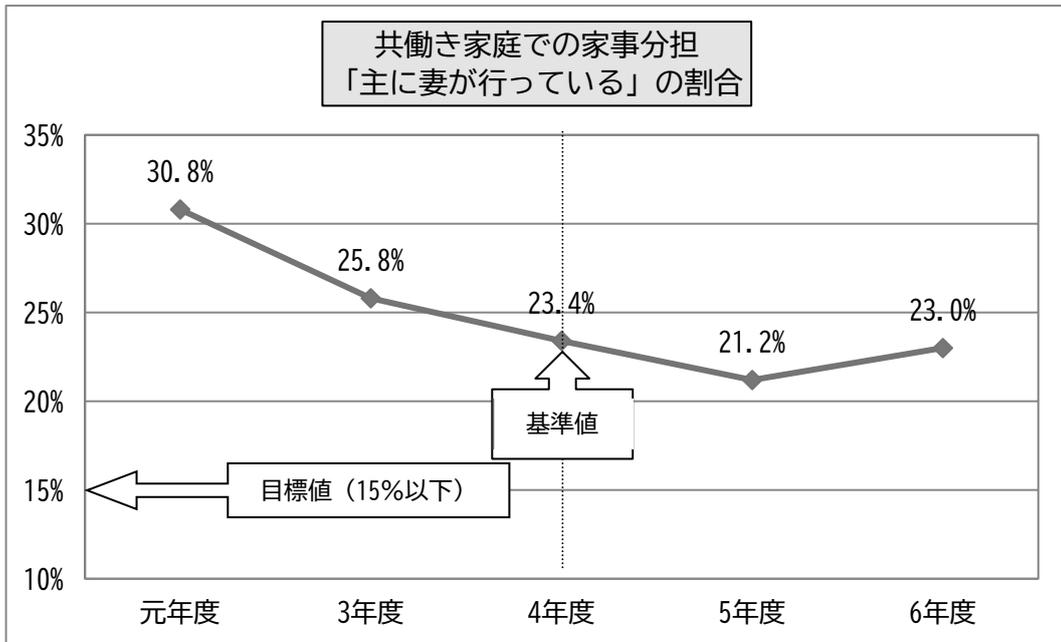
＜着眼点①＞ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか
- ・家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

＜分析①＞ 家庭生活（家事・育児・介護）において「男女平等である」と答えた人の割合は22.9%と前年度（21.8%）より上昇し、推進計画の課題別指標の目標値20%を上回った。ただし性別ごとにみると、女性17.7%、男性29.2%であり、5年度同様、認識に男女差がある。また約3割の人は「わからない」と回答している。

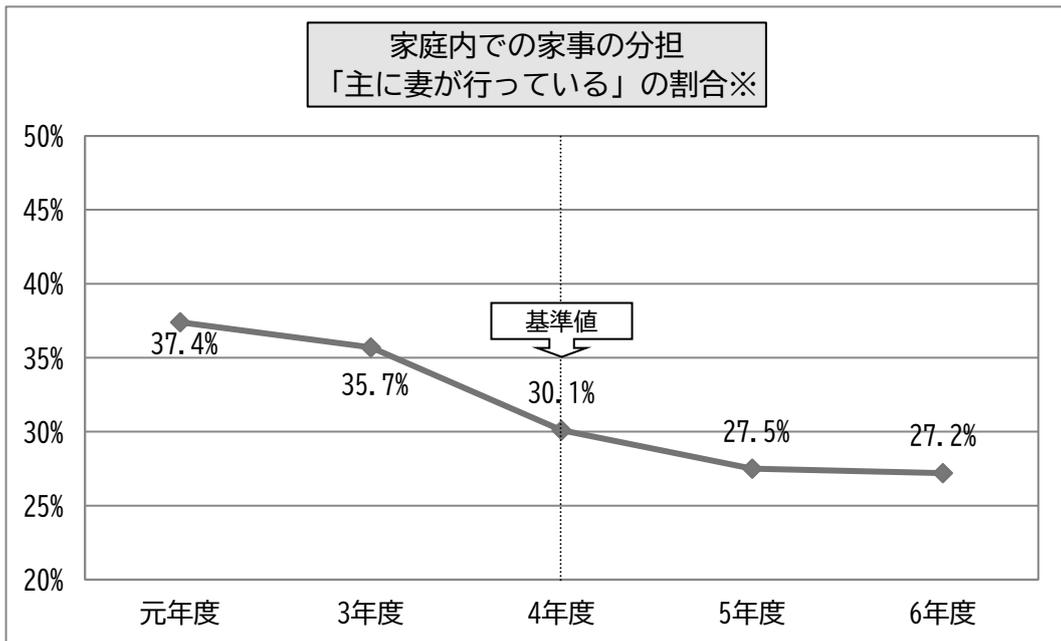


推進計画で設定されたもう一つの指標である共働き家庭での家事分担（目標値：『主に妻が行っている』人の割合15%以下）については、回答者全体で23.0%となり、標本誤差の範囲内ながら前年度（21.2%）より上昇した。その割合を性別ごとにみると、女性が男性より約3.6倍多く、5年度同様、認識に男女差がある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

配偶者（事実婚の異性パートナーを含む）がいる家庭での家事分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は27.2%であった。5年度（27.5%）比較では0.3ポイント減であり、標本誤差の範囲内であるが、令和元年度以降は低下傾向にある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 男性の家事・育児・介護への参加を促進するための啓発や支援が行われているか *New*

《分析②》 人権政策課により男性向け家事育児講座が実施され、男性及び男性保護者と子どもが親子で楽しむ遊びの手法について学んだ（参加者15人）[事業40](#)。初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施する出産準備教室（パパママの育児教室から名称変更）は保健予防課と碑文谷保健センターで合計130回（前年72回）開催され、開催回数は前年度よりも増加した。男性向けに特化されたものではないが、乳幼児健診等に同行した男性に対し育児や介護の知識や技術についての情報提供が行われている。家族介護教室は男性の参加者は4人（4

年度）から16人（5年度）へと大きく増加した[事業4]。

**評価**

★★★

**評価の理由**

本中項目は、男性の家事・育児・介護への参加が重要であることを踏まえ、設けられた。各所管の事業は3年度の前期推進計画から継続して進められている。区民意識調査における家事・育児・介護での男女平等意識が全体では目標値を上回ったが、認識に男女差が大きい。また共働き家庭での家事分担は女性の方が大きい。こちらは目標値に届いておらず、かつその割合は前年度より上昇した。

目標の1つは到達したが、もう1つは到達していないことから、★3つの「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」には到達していないと判断し、今年度も★2つ半とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

【中項目】2-3 子育て支援の充実

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

提言

○ 妻の育児負担が減少するための支援の強化を望む。【事業 42・43・44・45・46】

保育所入所待機児童が昨年度に続き0人を維持していることは区の努力の結果であろう。他方で、学童保育クラブ待機者数は昨年より増加している。今後も保護者の就労意識が高まるに従い、学童保育クラブの利用ニーズも高まると予測されることから、施設数と受入数の拡大を進めてほしい。

○ 子育てを地域全体で支援する仕組みの充実を望む。【事業 48・49・51・52・53・54・56・57】

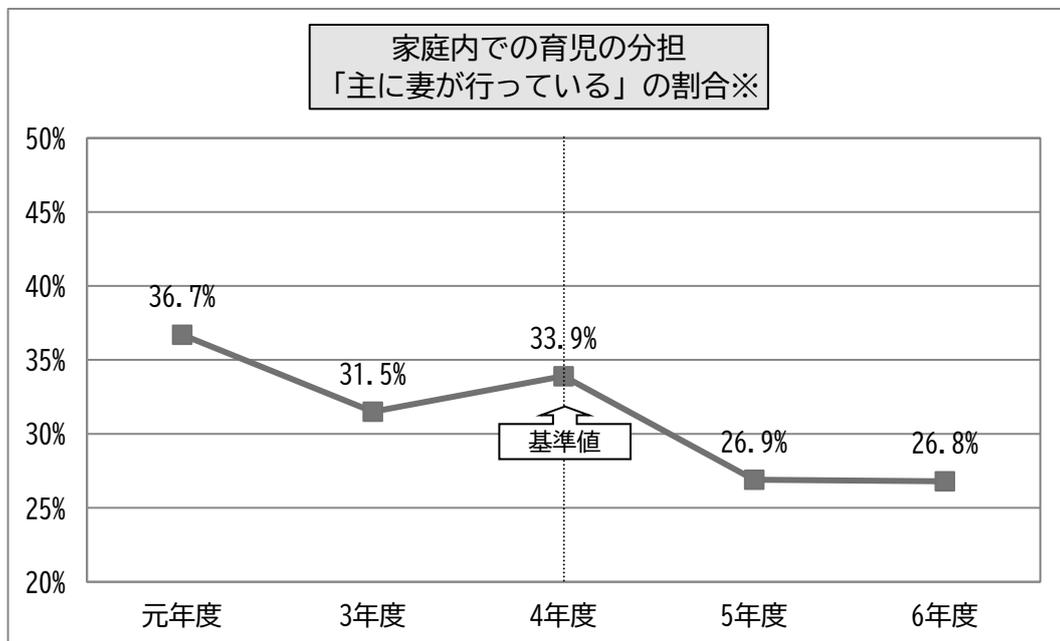
区民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な行政・地域社会の取り組みへの要望として、保育サービス・保育所・学童保育クラブなどの子育て支援の充実がトップに上がっている。子育て支援の仕組みを充実させる取り組みを継続してほしい。また、ひとり親家庭や就労を希望する人への相談事業、子育てに関する情報交換や保護者同士のネットワークづくりの支援等、子育てが地域全体で行われるような支援も継続してほしい。

分析

《着眼点①》 子育てにおける男女平等・共同参画が推進されたか

・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭で育児を「主に妻が行っている」と回答した人の割合は26.8%と、前年度（26.9%）とほぼ同じ割合であった。令和元年度以降は多少の上下をしつつ低下傾向にあったが、6年度は5年度と横ばいであった。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための支援は推進されているか

《分析②》 育児支援の要である保育所については、認可保育所数（98園）は前年度と比べると1減であった。延長保育は全ての認可保育所で実施されている。認定こども園（2か所）についても前

年度と同様の運営状況となっている。地域型保育事業は小規模保育が3事業所減少して10事業所となった。保育所入所待機児童は6年4月1日現在で0人であった【事業42】。病気等で一時的に保育を必要とする場合に区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育は利用件数が59件（前年54件）であり前年度より増加し、延べ利用日数も677日から829日に増加した。利用理由は保護者の病気が最も多くなっている【事業43】。学童保育クラブについては、入所申請超過対策として受入人数が増加され、また保育環境を改善するために東山小内学童保育クラブ等が新設された。しかし、学童保育クラブの入所待機児童数は前年度より増加した（4年度127人、5年度166人）【事業44】。

《着眼点③》 ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

《分析③》 ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。母子相談は1,466件と前年度（1,678件）より減少した。母子及び父子福祉資金の貸付も9件と4年度（13件）より減少した【事業48】。ひとり親家庭に対する居住支援事業として家賃助成が行われており、5年度は新規27世帯を含む64世帯（4年度78世帯）が助成を受けている【事業50】。

《着眼点④》 女性に偏りがちな子育てを地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

《分析④》 保健予防課と碑文谷保健センターでは保護者同士の交流を目的に「はじめての子育ての集い」が実施されており、参加者数は保健予防課（277人）と碑文谷保健センター（268人）を合わせて545人と4年度（430人）より大きく増加した【事業52】。妊娠期から子育て期にわたる支援として保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠・出産、子育てについての相談を行う「ゆりかごめぐろ」や産後ケア事業も引き続き行われている。また子育て世代包括支援センター関係機関連携会議が開催され、関係機関との現状や課題等に関する情報共有がなされた【事業53】。子育てに関する相談については、子育てふれあいひろば事業の利用者が増加し、ひろば相談の件数（226件）は4年度より103件減少した。同様に子ども家庭支援センターによる相談（587件）も4年度より60件減少している【事業54】。区内にある子育てひろば運営者による連絡会が開催され、相互の事業内容の紹介や相談事例のディスカッションを通じて利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ【事業56】。

## 評価

★★★★

### 評価の理由

区民意識調査では、「主に妻が行っている」（26.8%）と「主に妻で、夫が一部分担している」（46.4%）を合わせ、優に回答者の7割以上（73.2%）の家庭で主に妻が育児を担当しているという結果であった。とはいえ、保育所入所待機児童ゼロが引き続き達成され、学童保育クラブが複数新設される等、評価できる取組みがみられる。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】2-4 介護支援の充実

## 指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

## 提言

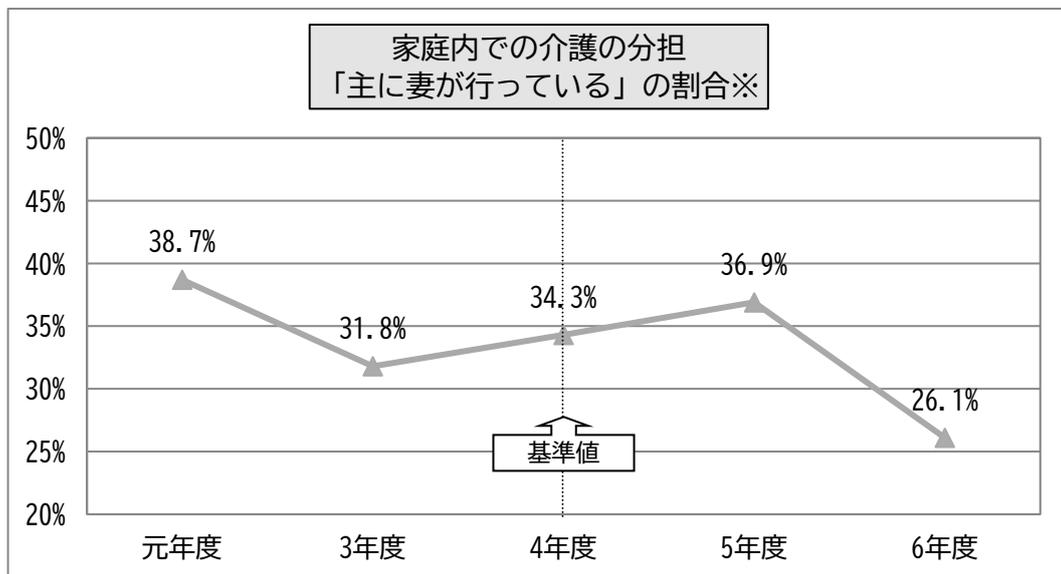
- 介護を地域全体で支える仕組みの一層の強化を望む。【事業 59・63・65・67・68】  
 区民意識調査では介護における妻の分担割合が大きく減少したが、特に在宅介護は性別に関係なく家人に負担がかかるものである。地域全体で支える仕組みの拡充が重要であり、介護施設の増設に加え、ショートステイ、ミドルステイの更なる充実と活用が求められる。また高齢者同士が楽しく集える場所と機会を増やすために、各地域の老人いこいの家での高齢者のクラブ活動の推進等、様々な取組みを検討してほしい。
- 介護に関わる相談事業と情報提供がさらに強化され、各種取組みが充実・継続されることを望む。【事業 58・66・69】  
 介護に関わる相談事業と情報提供は継続的に行われている。事業や相談内容の種類により相談件数に増減があっても相談事業のニーズがあることに変わりはない。既存事業の充実・継続を通じ、区民に途切れのない支援が届くことを望む。また IT を活用した相談や情報提供も検討してほしい。

## 分析

《着眼点①》 介護における男女平等・共同参画が推進されたか

・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での介護分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 26.1%であった。4年度以降、割合が上昇していたが、6年度は3年ぶりに減少に転じ、元年度以降では初めて 20%台となった。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか *New*

《分析②》 高齢者センターでは健康相談の実施を通じて必要な方に相談機関を紹介し、各機関と連携している【事業 58】。権利擁護センターにおける各種相談も引き続き実施されているが、5年度は日

常生活自立支援事業に関する相談と身体障害者等福祉サービスに関する相談が増加した[事業 59]。居住支援については、居住継続家賃助成、高齢者福祉住宅の提供、住宅設備改修給付などが引き続き行われており、利用状況も概ね前年度と同様であった。福祉総合課では住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務が実施されている[事業 60・61・62]。高齢者の生きがい支援として高齢者センターで各種事業が行われている[事業 63]。障害者の自立支援と社会参加の促進については、障害者の一般就労を促進するために就労面と生活面の一体的な支援や、自立訓練として生活訓練と機能訓練のサービスが提供されている[事業 64・65]。

《着眼点③》 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

《分析③》 地域における包括的な介護支援として介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供が行われ、相談を行う中で介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などが実施された。家族介護教室は4年度同様6回開催されたが、延べ参加者数は減少し、男性の参加は増えたものの16人にとどまった（前年度4人）。特別養護老人ホームの入所者数は927人（前年度966人）で39人減少した。入所待機者数は501人（前年度573人）に減少したが、依然として多くの人が入所待機している状況である。障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等は、特定相談支援事業所（5事業所）に委託して実施されている。障害者支援課では家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について助言・サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減が図られている。在宅レスパイト・就労等支援事業の利用回数はレスパイト522回、就労等支援163回であった[事業 66]。家族介護者の交流を促進するため、福祉総合課では介護者の会の運営支援が行われ、区内5か所で60回開催された。障害施策推進課では医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援が行われ、ポニー乗馬や音楽療法などが実施された。区の発達障害支援拠点「ぼると」では、発達に課題のあるかたのご家族を対象に発達障害について学ぶ勉強会や、家族同士の悩みや情報等を共有する談話会が計5回開催された[事業 69]。

## 評価

★★★★☆

## 評価の理由

特別養護老人ホームの入所待機者数は依然として多く、喫緊の課題となっている。その一方で、6年度は、区民意識調査での介護における妻の分担割合が昨年度より10ポイント以上減少し、元年度以降で初めて20%台となった。また、家族介護教室の男性参加者数が微増していることは、介護を地域全体で支える仕組みづくりがある程度推進されていることの表れと思われる。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」ものの、区民意識調査結果を評価して★3つ半とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成

### 【大項目の総評】 ★★ 不十分である

大項目3は、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重という観点から、様々な状況において男性よりも弱い立場にある女性やLGBTを支えるという視点で人権を尊重する施策を展開している項目である。人権と性の多様性が尊重されることにより、すべての人が性別等にとらわれることなく自分らしく生きられる社会を実現することができる。

性差別の根底に固定的性別役割分担意識があるが、固定的性別役割分担意識に反対する人は、前年度の79.5%から今年度は81.4%となっている。この数字は、標本誤差の範囲内であるから有意に増加したとはいえないものの、「性別にとらわれない」意識の後退はみられない。

DVやセクシュアルハラスメントは、継続的に事業が行われているが、目標値の被害経験者ゼロには達していない状況である。着実にかつ粘り強く事業を行うことによって少しずつでもゼロに近づいていくことを期待する。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組みは、その考え方がなかなか浸透しておらず、また、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は、目標値には程遠い状況である。このように成果があがっていない施策については、重点的に取り組むことを検討してもよいのではないか。

性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援では、4年度よりもさらに踏み込んだ取組みがなされているが、設定した目標値には達していない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

.....  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】3-1 性差に関する意識の改革と理解促進

#### 指標の目標値

固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合 【90%以上】

#### 提言

- 学校教育及び社会教育において、固定的な性別役割分担意識を再生産するメディアからの刷り込みを防ぐメディア・リテラシーを育成する啓発事業を引き続き充実してほしい。固定的な性別役割分担意識には男女差があるので、特に男性に対する働きかけを工夫してほしい。【事業70・71】

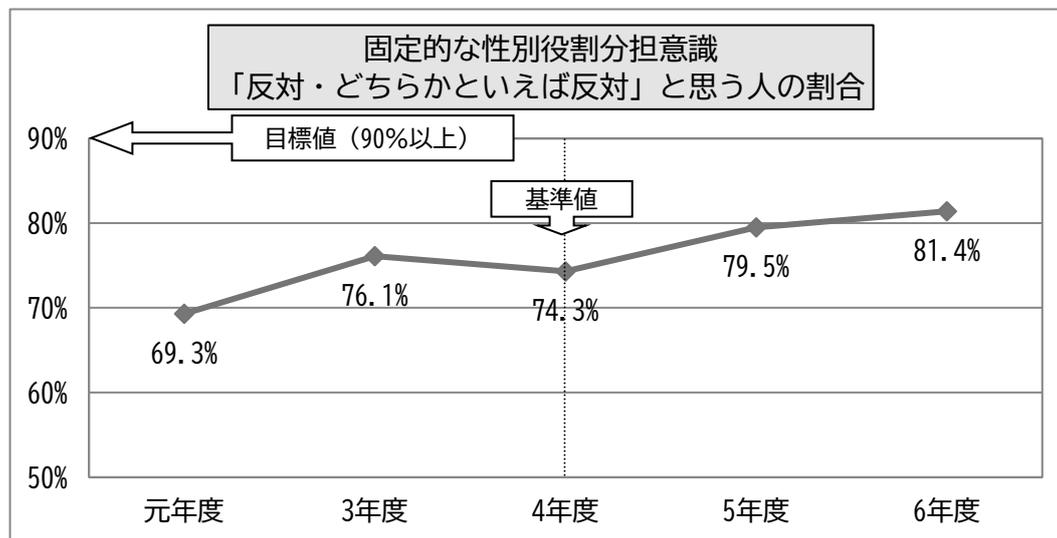
固定的性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」とする区民の割合は増加しているが、児童・生徒のみならずあらゆる世代に向けて引き続きメディア・リテラシーを育成する取組みを続けてほしい。固定的性別役割分担意識には男女差があるので、特に男性が参加したくなるような講座等を工夫してほしい。

#### 分析

### ＜着眼点①＞ 固定的な性別役割分担意識は改善したか

- ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が90%以上になったか *New*

＜分析①＞ 区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に「反対」(51.1%)、「どちらかといえば反対」(30.3%)と回答した人の割合は81.4%(前年度79.5%)となり、前年度以前から続く上昇傾向が継続している。目標値が前期計画の70%以上から現行計画は90%以上に引き上げられたため、目標値には到達していない。「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した女性は86.3%であるのに対し、男性は75.5%と男女間に10ポイント以上の意識の差がみられる。



### ＜着眼点②＞ メディア・リテラシー向上への取組みは固定的な性別役割分担意識の改革や理解を促進したか *New*

＜分析②＞ 学校教育では情報モラル教育としてインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して教育の充実が図られており、その際、「男は仕事、女は家庭」といったような固定的な性別役割分担意識を解消することなどの男女平等・共同参画の視点も含め、適切に判断できるよう指導が行われている[事業70]。人権政策課では男女共同参画週間企画講座として「絵本とジェンダー～身近にある表現とメディアの世界を考える～」が実施され、18人が参加した。また、情報誌「であいきらり」の紙面に「メディアリテラシー～ソーシャルメディアが普及した今、改めて考えてみましょう」が掲載された[事業71]。

### 評価

★★★★

### 評価の理由

固定的な性別役割分担意識に反対の意識を持つ人の割合が、5年度に引き続き上昇している。また、メディア・リテラシー向上の取組みは、情報誌「であいきらり」へのメディア・リテラシーの特集記事を掲載したことにみるように、4年度よりも充実している。しかし、固定的な性別役割分担意識の目標値には達していない。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告 (4年度・5年度)

区民意識調査報告 (5年度・6年度)

## 【中項目】3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

《★重点評価項目》

## 指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

## 提言

- DVに対しては、「未然防止のための啓発」と「発生後の被害者によりそった対応」が求められる。DVの未然防止の取組みをさらに強化してほしい。また、相談から保護、そして自立支援に向けた取組みについての課題について、目黒区DV防止関係機関連絡会議で検討してほしい。  
【事業72・73・74・75・76・77・78】

若い世代への啓発は重要であるので、デートDVに関する小冊子を区立中学校3年生全員に配布していることは評価できるが、配布だけではなく先生から解説するなど踏み込んだ取組みができないか検討してほしい。加えて、早い時期にデートDVについて知ることが気づきにつながるため、配布学年を区立中学校1年生にすることや全生徒を対象とする出張講座を全区立中学校で実施することが可能かも併せて検討してほしい。

また、DVに対する実際の対応において浮かびあがった課題を検討し、事業の改善につなげていくことが必要である。人権政策課が中心となり、目黒区DV防止関係機関連絡会議でそのような検討を行うことはできないか。

## 分析

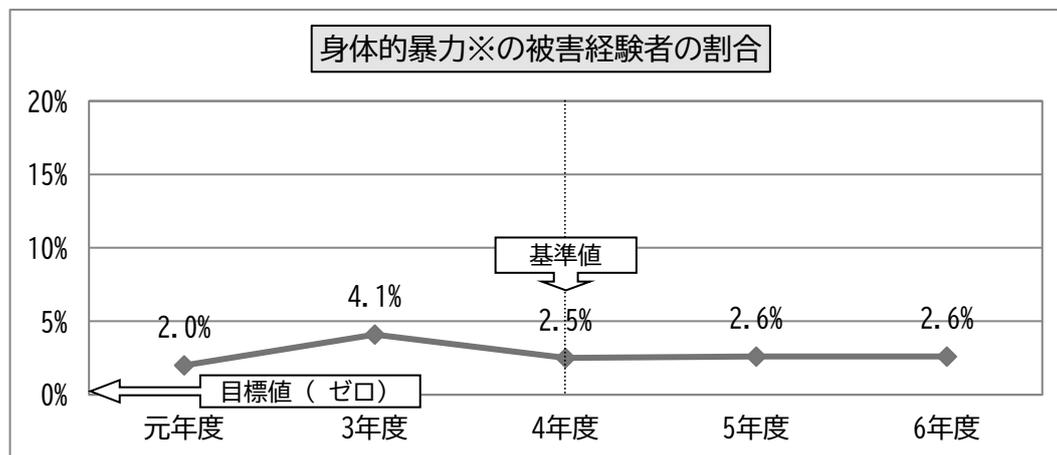
《着眼点①》 DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

《分析①》 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や女性への暴力防止パネル展の開催、男女平等・共同参画センター相談室ロビーへのDV防止啓発パネルの常設展示、女性への暴力防止講座「私を守れる、私でありたい」（実技あり）の開催を通じてDV等の未然防止や早期発見に向けた啓発が行われた。また、DV被害者に対して、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した【事業72】。区立中学校3年生全員に小冊子「ステキな関係をつくるために デートDVについて知っておこう」が配布され、デートDVについても啓発が行われた【事業73】。

《着眼点②》 DVの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 区民意識調査において、パートナーからの身体的暴力が「何度もあった」、「一、二度あった」と回答した人を合わせた割合は2.6%（前年度2.6%）であり、前年度と同じ結果だった。過去5年間の状況を見ても被害経験者の割合に大きな変化はない。



※過去1年間にパートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から受けた身体的暴力

《着眼点③》 DV被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで充実したものとなり得ているか

《分析③》 DV被害者からの相談は関係各課による対応が行われており、区民の声課では法律相談等のPRがされており、人権政策課ではこころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談、LGBT相談が実施されている。こころの悩みなんでも相談のうちDVに関連する相談件数は132件（前年度157件）であり、前年度よりやや減少した。保健予防課ではDV等の相談窓口を明示したりフレットや携帯用カードが配置され、健診や訪問等の日常業務において相談しやすい環境づくりに努めている。保健師によるDVに関する訪問、面接、電話は37件（前年度7件）であり、前年度より件数が増加した。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら課題の解決に向けた支援が行われている。DV・虐待に関する相談件数は486件（前年度434件）と前年度よりも増加した。生活福祉課では生計が困難な人や今後の生計に不安を感じている人等に関係機関と連携して生活保護相談が実施され、DVに関する相談は19件（前年度31件）と前年度より件数が減少した。子ども家庭支援センターによる女性相談のうち、DVに関するものは27件（前年度50件）あり、個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業74。4年度にDV被害者等の緊急一時保護事業を充実するために施設の整備が実施されたが、5年度の利用状況は2世帯で延べ15日（前年度4世帯124日）だった事業76。

《着眼点④》 DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

《分析④》 東京都とは各種調査への協力や情報共有を通じて連携が図られている事業77。目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて区の関係所管課と警察や社会福祉協議会、こころの悩みなんでも相談の相談員等の関係機関と連携が図られており、4年度は書面開催であったが、5年度は対面開催で各関係所管課及び各関係機関がDV対応においてどのような取組みをしているかを共有し、連携が強化された事業78。

## 評価

★★

## 評価の理由

5年度も区立中学校3年生全員にデートDV啓発の小冊子を配布し、若い世代への女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業が継続的に行われている。その他の啓発事業も着実に行われている。相談窓口も複数あって、様々なルートからの相談がなされている。DV被害者等の緊急一時保護事業を充実するために施設の整備が実施され、「相談」から「自立支援」への体制が整備されている。DV防止関係機関連絡会議が5年度は対面で行われた点は評価できるが、身体的暴力被害経験者の割合は変化がなく、目標値であるゼロに近づいていない。

以上のことから、「不十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶

## 指標の目標値

セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

## 提言

- 最も多く発生している「職場におけるセクシュアルハラスメント」に対する取組みを中心に、継続的にセクシュアルハラスメントをゼロにする各種施策を実施してほしい。【事業 79・80・81・82・83・84・85】

区職員及び区内事業者に対するセクシュアルハラスメント防止の啓発を引き続き充実してほしい。

また、セクシュアルハラスメントを受けた時の相談窓口がすぐに検索できるような仕組みや相談体制の充実もはかってほしい。

## 分析

《着眼点①》 女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

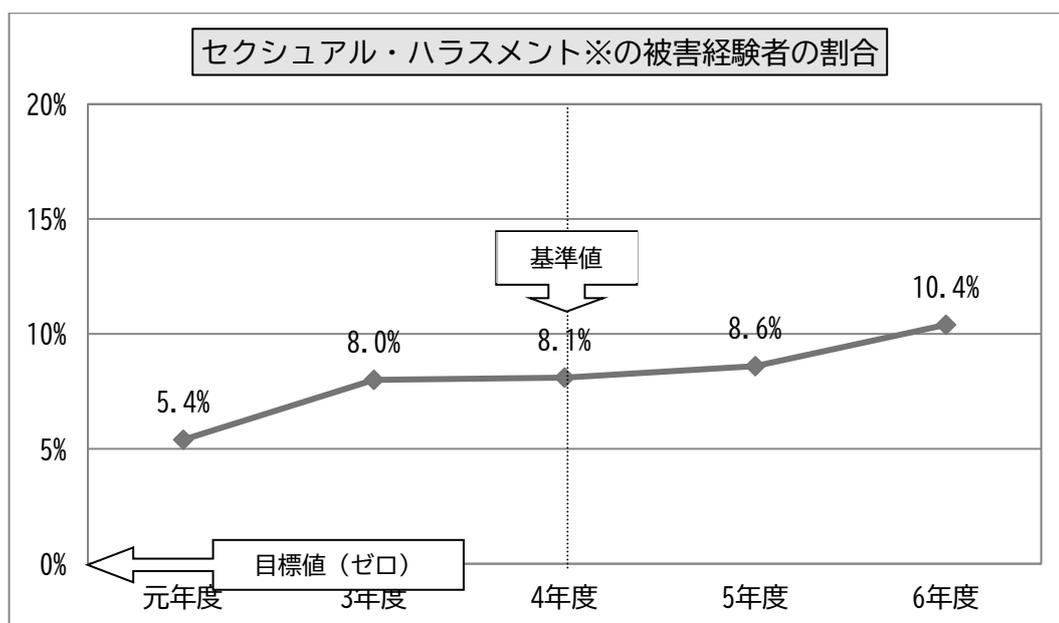
《分析①》 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性用トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」が設置され、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展が実施された。女性への暴力防止講座「私を守れる、私でありたい」（実技あり）が実施され、女性の護身に取り組むNPO法人により「暴力とは」「女性と護身について」の講義の後、基本的対処法を学ぶ機会が提供された（参加者延べ30人）。民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」が開催され、参加者は延べ152人（前年度138人）だった【事業79】。

相談事業では、人権政策課のこころの悩みなんでも相談のうちDV以外の暴力についての相談件数は78件（前年度107件）あり、前年度より減少した。人権政策課はこころの悩みなんでも相談の相談員との懇談会を開催して相談事業の充実を図っている。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けた支援が行われている。DV・虐待に関する相談件数は486件（前年度434件）と前年度よりも増加した。高齢福祉課が地域包括支援センターなどと実施する権利擁護業務では暴力（虐待）に関する通報相談件数が92件（前年度76件）あり、虐待と判断して対応した件数のうち配偶者からの虐待は8件（前年度9件）あった。子ども家庭支援センターによる女性相談は140件（前年度181件）であり、そのうち夫等からの暴力被害に関するものは27件（前年度50件）で個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている【事業80】。

《着眼点②》 セクシュアルハラスメントの被害経験率は低下しているか

・セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近付いているか

《分析②》 区民意識調査においてこの1年間にセクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合は10.4%（前年度8.6%）であり、5年度よりも割合が増加している。女性のうち被害を受けたと回答した人の割合は15.7%（前年度13.0%）だった一方、男性は3.7%（前年度3.0%）であり、女性が被害を受けやすい状況は変わらない。なお、被害を受けた場所は全体の61.8%（前年度75.9%）が「職場」と回答しており、圧倒的に多い。



※過去1年間に受けたセクシュアルハラスメント

《着眼点③》 セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

《分析③》 人権政策課は区内事業者にはラスメントなどの職場で起こりやすい人権問題について啓発するリーフレット「企業と人権」を送付し、啓発を図った。企業の管理職、人事管理担当者等を対象に、ハラスメント講座「ハラスメントの知識と相談対応のポイント」を実施し、延べ11人が参加した[事業81]。女性への暴力防止講座「私を守る、私でありたい」(実技あり)や区立中学校3年生全員に配布されたデートDVについての小冊子の中でセクシュアルハラスメントについても取り上げられている[事業82]。区民の声課ではセクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含めて早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のPRがされており、個別の相談内容に応じて関係機関が紹介されている。こころの悩みなんでも相談のうちセクシュアルハラスメントに関連する相談件数は0件(前年度14件)だった[事業83]。区職員に対しては新任研修や各職層の昇任者を対象とした研修の中でセクシュアルハラスメントについての啓発が行われており、併せて区職員のハラスメントに関する苦情・相談員制度の周知が行われた[事業84・85]。

## 評価

★★

### 評価の理由

女性に対する暴力やセクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発が、継続的に行われている。最もセクシュアルハラスメントが起こる場である職場への働きかけとして、5年度は、企業の管理職、人事管理担当者等を対象に、ハラスメント講座「ハラスメントの知識と相談対応のポイント」が実施されたことは評価できる。このように評価できる点があるものの、目標値であるセクシュアルハラスメント被害経験者の割合はゼロに近づいていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告(4年度・5年度)

区民意識調査報告(5年度・6年度)

## 【中項目】3-4 生涯を通じた包括的な健康支援

## 指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合 【70%以上】

## 提言

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方が区民に浸透するような啓発事業に取り組んでほしい。【事業 86・87・89・90】  
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発事業は着実に行われているが、成果があがっていない。区民に考え方が浸透するような斬新な啓発事業を検討し実施してほしい。
- 健康保持・増進支援を引き続き充実してほしい。【事業 91・92・93・94・95】  
様々な事業が行われているが、必要とする人に届くように工夫してほしい。

## 分析

≪着眼点①≫ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

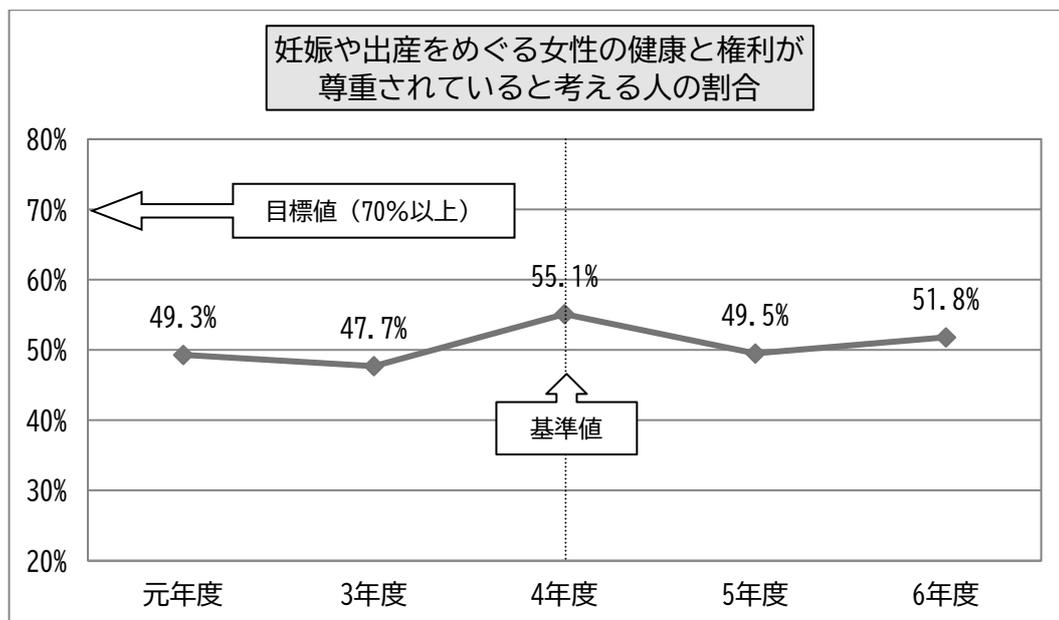
- ・児童・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか

≪分析①≫ 4年度の女性のための健康推進講座は全1回で12人参加したが、5年度の健康推進講座は「ウェルビーイング～自分らしく生きる幸せのレッスン」(全2回)をテーマに開催された(参加者延べ62人)【事業 86】。妊娠期から産後ケアまでの各種訪問指導等はリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れて実施されており、妊産婦訪問指導(延べ1,100人)、新生児訪問指導(延べ1,039人)は前年度より利用者数が増加した【事業 87】。小・中学校では東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を参考に各学校が性教育に関する全体計画を作成し、教育課程に位置付けて主に小学校3年生以上の児童・生徒に指導が行われている。幼児・児童・生徒を性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないための「生命(いのち)の安全教育」については、人権教育推進委員会、生活指導主任会、人権教育研修等で実践や成果と課題について情報共有が行われた【事業 89】。

≪着眼点②≫ 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか

- ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が70%以上になったか *New*

≪分析②≫ 区民意識調査ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は16.6%(前年度13.9%)と依然として低い状況であり、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」や「ある程度尊重されている」と考える人の割合は51.8%(前年度49.5%)である。また、「尊重されていない」、「あまり尊重されていない」と回答した人は女性が40.0%、男性が29.3%で認識に男女差があった。尊重されていない理由としては、「子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから」(67.5%)や「男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから」(62.3%)と回答した人が多かった。



※「十分に尊重されている」と「ある程度尊重されている」の回答者数を合算した割合

《着眼点③》 性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実は図られているか

《分析③》 男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書等が整備されており、女性の医療に関する図書は324冊が所蔵されている。資料室内の特集コーナーでは「女性の健康」が取り上げられた事業90。

産後ケア事業（訪問型）は保健予防課（延べ150人）と碑文谷保健センター（延べ134人）で実施され、合わせて延べ284人（前年度328人）の利用があり前年度より利用者が減少した。妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）は合わせて2,360人（前年度2,983人）の利用があり、こちらも前年度より利用者が減少した事業92。子ども家庭支援センターでは病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に分娩費用を支給する事業が実施されており、給付件数は4件（前年度2件）だった事業93。人権政策課では性の悩み、生理、妊娠、不妊、婦人科系の病気、更年期障害など女性のからだ全般に関することを対象とするからだの相談が実施されており、相談件数は82件（前年度98件）と前年度より減少した事業95。

**評価**

★★★★

**評価の理由**

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進に向けた取組みは着実に進められている。女性のための健康推進講座が4年度は1回だったが、5年度は全2回開催されて、受講者数が増加した。生涯にわたる健康保持・増進支援も着実に進められている。しかし、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合は、目標値とは20ポイント近い差異がある。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

- 事業実績報告（4年度・5年度）
- 区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

## 指標の目標値

LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合 【50%以上】

## 提言

## ○ 引き続き多様な性のあり方についての理解促進を充実してほしい。【事業96・97・98】

学校においては教職員、職場においては事業者の理解が重要である。教員に対する理解促進の事業は実施されているが、事業者に対する理解促進の事業は実施されていないので、来年度は検討し実施してほしい。

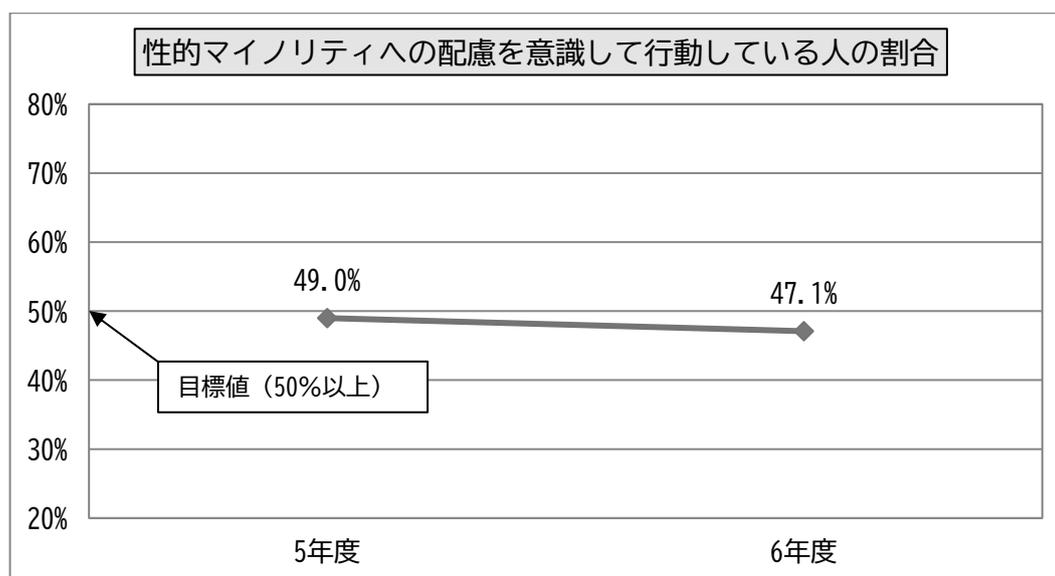
## 分析

≪着眼点①≫ 多様な性の在り方についての理解促進が行われているか

- ・LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合が50%以上になったか *New*

≪分析①≫ 区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針は職員向けの内部指針だが、民間団体等が取組みを行う際の参考資料として活用できるように区のウェブサイトで公開されている。性の多様性理解促進講座として、「片袖の魚」上映会とミニトーク（参加者27人）、講演会「性別を超えて～カミングアウトして生きるということ～」（参加者14人）が開催され、また、男女共同参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネル展示が行われた。男女平等フォーラム2023では「カランコエの花」と「トランスジェンダー～美悠・彩・歩夢～」のDVD上映会が実施された（参加者延べ43人）。社会教育館講座でも、ジェンダー・性の多様性・性差別に関連する講座が2回開催された（参加者延べ132人）**事業96**。学校教育では、区立小・中学校において、人権教育全体計画や性教育全体計画が作成され、発達段階に応じた性の多様性の理解を図るための学習が系統的に実施された。全教員対象のeラーニングチェック研修では性自認や性的指向について取り上げられ、教育相談初級研修においては「性にかかわる多様な相談への対応に向けて」をテーマに教員研修が実施され、教職員の理解啓発が行われた。また、令和4・5年度目黒区人権教育推進校である菅刈小学校では、全学級において年間を通じて性の多様性をテーマに授業実践が行われた。東京都教育庁指導部指導企画課が主催する人権教育指導推進委員会において、各地区における人権教育推進委員会等の内容に関する情報交換を行った**事業97**。区職員に対しては性の多様性に関する理解を促進するための研修がオンラインで実施され、205人が参加した（参加者数はアンケート回答者。前年度103人）。研修実施後はアンケートを実施し、今後の意識啓発の参考とした**事業98**。

区民意識調査では性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は47.1%（前年度49.0%）だった。割合は減少しているものの、標本誤差を考慮すると、有意な減少とはいえない。

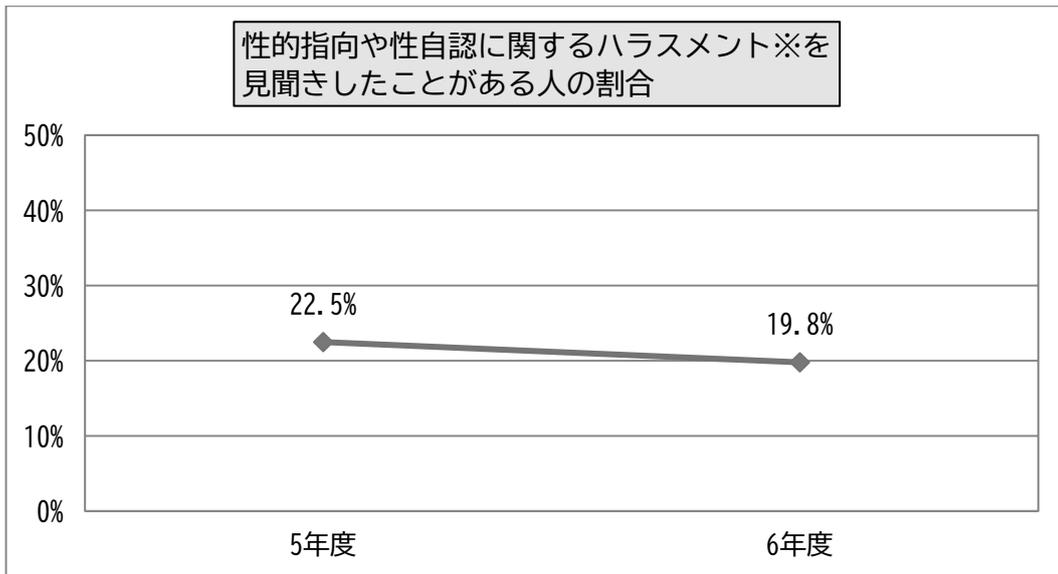


《着眼点②》 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みが行われているか *New*

《分析②》 指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項が設けられており、区が指定管理者制度を利用する際は指定管理者に区の「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」に準じた対応を求めるとされている。その他、人権政策課により推進計画における関連事業の実施に向けた関係各課との調整やサポートが行われた。性的指向及び性自認に関する様々な困難や不安についての相談に専門相談員が対応するLGBT相談の相談件数は82件（前年度55件）だった[事業99]。条例を改正することによって、パートナーシップの相手方について、区営住宅に加え、区民住宅、三田地区整備住宅及び従前居住者用住宅への入居申込等が可能となった[事業100]。4年度に東京都のパートナーシップ宣誓制度が開始されたことに伴い、都の動向を踏まえ、目黒区においても各種手当及び休暇・休日の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、令和5年10月1日から関係条例及び規則の一部を改正施行した。それに伴い、職員への周知を図った[事業101]。学校では、性の多様性についての理解を深めるための教育を推進している[事業102]。

《着眼点③》 性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合が減少しているか *New*

《分析③》 区民意識調査では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合は19.8%（前年度22.5%）だった。割合は減少しているものの、標本誤差を考慮すると有意なものとはいえない。



※過去1年間に見聞きしたハラスメント

**評価**

★★★

**評価の理由**

性の多様性の理解促進に向けた取組みは、区民、区職員、生徒、教員に対して、着実に行われている。また、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消は、4年度よりもさらに踏み込んだ取組みがなされている。しかし、設定している目標値には達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（課題）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するうえでは効果的に機能する体制の整備が重要である。区では男女平等・共同参画関連条例の制定以来、工夫を重ねて体制の強化に努めてきた。総務部長と関係課長による人権・男女平等多様性推進担当者会議では毎年関連施策に関する協議の場が設けられ、また推進計画の確実な実施と評価、さらに見直しとそれに伴う改善など進行管理も着実に実施されている。国、都、他自治体との連携・情報交換も継続して行われている。今後もこれらの体制が維持されて、男女平等・共同参画及び性の多様性が尊重される社会づくりが推進されることは区民にとっても望ましい方向である。

しかしながら区民意識調査では、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を促進させるための条例の制定、計画に基づく施策や事業の実施、審議会やオンブーズの設置、参画センターの運営について回答者の7割がどれも知らないという状況が続いている。周知徹底に更なる工夫が求められる。近年のIT化は人々の行動様式も大きく変化させており、区でもSNSの活用、各種イベントのインターネット配信などに取り組んで、区民の関心と理解を深めることに注力してほしい。

重点評価項目である区民団体や事業者との協働事業についても引き続き実施されているが、協働事業の拡大にはつながっていない。協働事業者の開拓と連携をより一層進める必要があると考える。

区民が豊かで安心できる社会生活を享受する社会の実現に向けて、男女平等・共同参画関連施策が着実に実施されることを期待する。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

~~~~~  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】4-1 計画の推進体制の強化

#### 指標の目標値

区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合 【60%以下】  
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合 【20%以上】

#### 提言

- 区民の男女平等・共同参画関連施策に関する関心と理解度の向上を促すためのインターネットを駆使した情報発信および区と区民の相互交流のあり方について抜本的な見直しを期待する。

#### 【事業 103・106】

区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を促進させるための条例の制定、計画に基づく施策や事業の実施、審議会やオンブーズの設置、参画センターの運営について、区民意識調査では過去4年間どれも知らない人が70%台で推移している。認知度の向上に向けた取組みは2002年条例の制定以降継続してなされてきた。目標値の60%以下に届かない要因として、施策への関心と理解が得られていないことがあげられる。区が条例で目指す社会づくりに区民が積極的に参画したくなる情報発信と相互交流の在り方に工夫が必要と考える。この度の区ウェブサイトのリニ

ユーアルによって男女平等・共同参画のバナーが消えたが、男女平等・共同参画関連施策情報が区民に届きにくくなったのではないだろうか。特に相談窓口へのアクセスルートが分かりにくくなったことは残念である。SNSを積極的に活用した情報の発信と、区民、特に若い世代を巻き込んで対面及びオンライン等による活発な相互交流を進め、あらゆる世代が均等に関与する施策の発展を期待したい。

**○ 男女平等・共同参画センターが拠点施設であることおよびその役割と活動内容について、周知の促進に向けた取組みの更なる強化を望む。【事業108・109】**

区民意識調査では男女平等・共同参画関連施策の拠点としての男女平等・共同参画センターの認知度が目標値の20%に届かない状態が続いている。区の将来基本構想を受けて男女平等・共同参画審議会でも男女平等・共同参画センターの在り方を協議した経緯もあり、今後に向けて男女平等・共同参画センターが区民のための拠点施設であることとその意義と役割および活動内容に関する周知の徹底に継続した取組みを強く望む。

## 分析

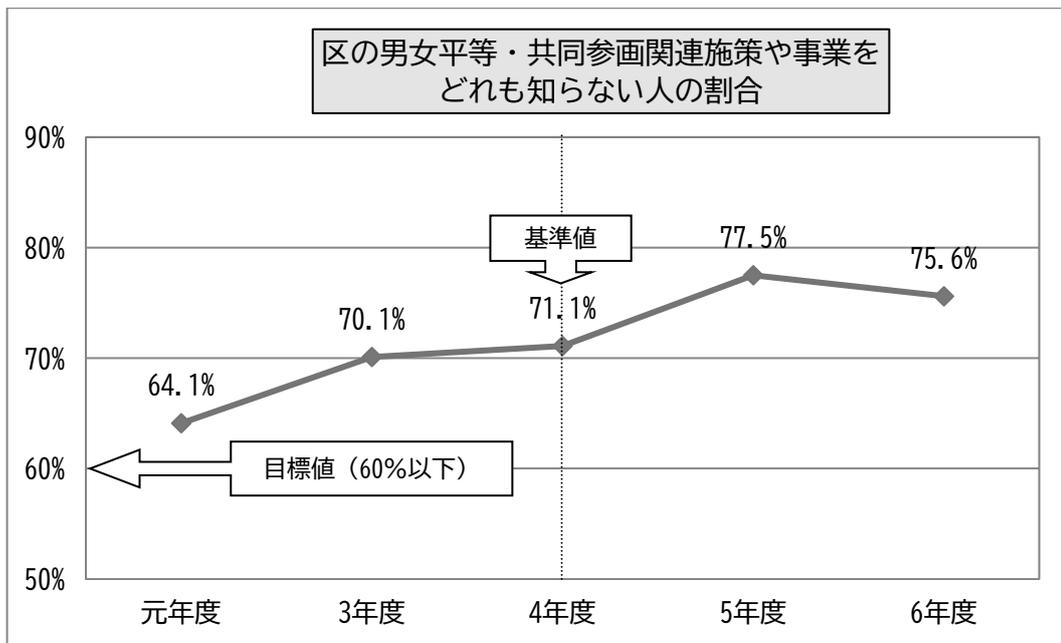
《着眼点①》 区における全庁的な推進体制が効果的に機能しているか

《分析①》 男女共同参画週間に合わせて目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブズの紹介などを行うパネル展示が実施された。また、条例の周知・理解促進に向けて条例の内容を紹介するリーフレットは常設およびセンターで実施する講座等で配布されている。5年度は、「目黒区男女平等フォーラム2023～これってハラスメントなの？」の場でも条例や推進計画の展示とリーフレットが配布された【事業103】。総務部長と関係課長（計21人）による人権・男女平等多様性推進担当者会議を5年度は2回開催し、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策に関して協議された【事業104】。男女平等・共同参画審議会は4回開催され、審議会内に設置された事業評価小委員会3回の検討を経て区長に推進計画の進捗状況評価の答申を行った。なお、男女平等・共同参画審議会のうちの1回は目黒区男女平等・共同参画センターの在り方について協議された【事業105】。企業の管理職等を対象にハラスメント講座「ハラスメントの知識と相談対応のポイント」が開催され、男女平等・共同参画オンブズによる講演と相談が実施された（参加人数延べ11人）。5年度はオンブズへの申出と問い合わせが各1件あった。オンブズの周知は区報やウェブサイト等への掲載の他、パネル展示やチラシ配布などを通じて行われた【事業106】。

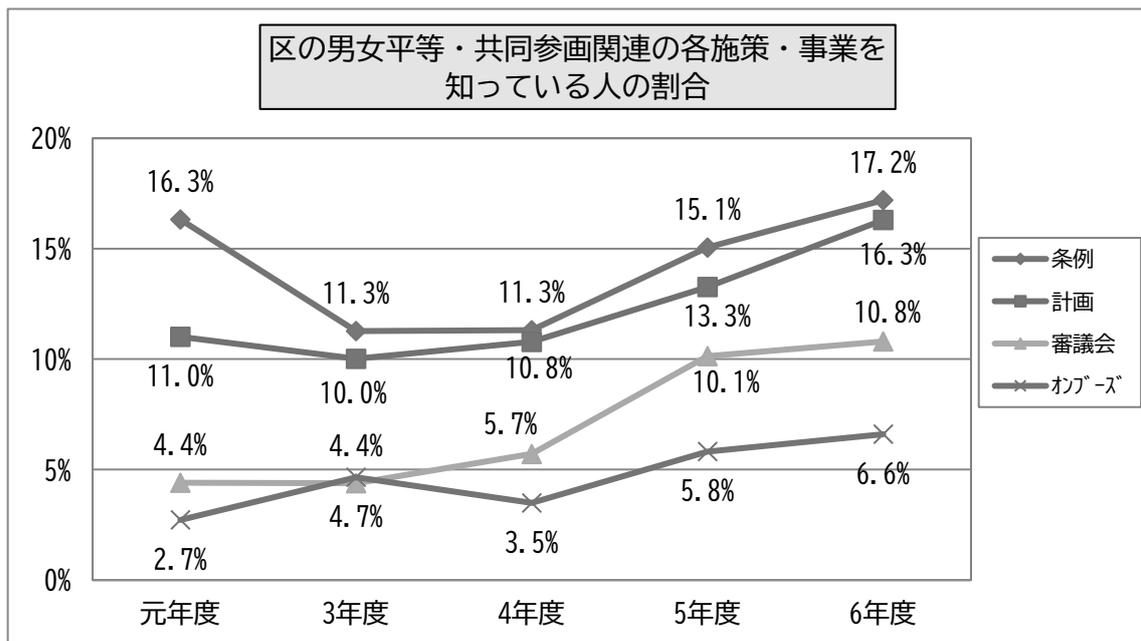
《着眼点②》 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

- ・ 区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか
- ・ 条例、推進計画、審議会、オンブズについて知っている人の割合が増えているか *New*

《分析②》 区民意識調査で区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策や事業について知っているものを尋ねたところ、75.6%（前年77.5%）の人が知っている施策や事業がなかった。その割合は前年度より減少したが標本誤差の範囲内であり、目標とする60%以下との乖離は未だ大きい。



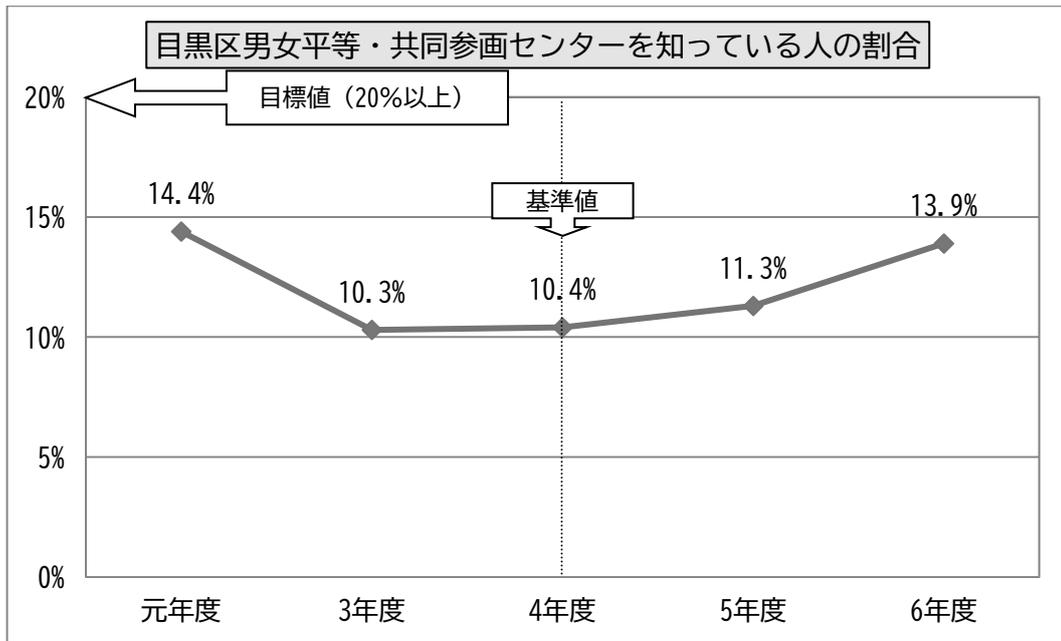
個々の施策や事業については、回答者のうち条例 17.2%（前年 15.1%）、推進計画 16.3%（前年 13.3%）、審議会 10.8%（前年 10.1%）、オンブズ 6.6%（前年 5.8%）が「知っていた」と回答しており、その割合は多くが標本誤差の範囲内ながらいずれも前年度よりわずかに上昇した。



《着眼点③》 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか

《分析③》 区民意識調査で男女平等・共同参画センターを今回の調査以前から知っていた人の割合は13.9%（前年11.3%）であり、基準値より増加傾向はみられるものの、目標値には届いていない。



男女平等・共同参画センター自体の周知はウェブサイトやメールマガジン、情報誌「であいきらり」などで行われ、相談事業や資料室の運営、講座の実施、会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を推進するための拠点施設としての機能が紹介されている事業108。資料室蔵書数は14,926冊であり5年度は14冊（前年66冊）が新規購入された。資料室来館者数は3,566人（前年3,423人）、登録者数は119人（前年64人）と前年度より増加したが、貸出者数は280人（前年421人）と減少した事業109。

男女平等・共同参画センターで実施する相談事業は引き続き実施され、相談件数はこころの悩みなんでも相談が2,644件（前年3,011件）、法律相談が38件（前年46件）、からだの相談が82件（前年98件）だった。LGBT相談は82件（前年55件）の相談があった。各種相談事業はそれぞれの相談員と人権政策課の懇談会や目黒区法曹会と人権政策課の法律相談懇談会が行われるなど、相談員と行政の連携や事業を充実させるための取組みが行われている事業110。

学習機会の提供は男女平等・共同参画センター講座を中心に実施され、単発講座が13講座（前年10講座）、連続講座が2講座（前年2講座）開催され、延べ参加者数は381人（前年241人）だった事業111。人権政策課では区の各課等が講座等開催時に利用可能な一時保育者の登録をしており、登録者数は27人（前年25人）で保育付き講座等の実施回数は延べ96回（前年102回）であった。また、保育者向けフォローアップ・意見交換会が開催された事業112。男女平等・共同参画センター会議室等の利用状況は会議室が282回（前年311回）、研修室が355回（前年284回）、保育室が79回（前年80回）となっている事業113。男女平等・共同参画センター登録団体には20団体（前年20団体）が登録しており、登録団体には施設の優先利用などの支援が行われている事業114。男女平等・共同参画センター運営委員会（構成：女性9人、男性1人）は人権政策課とともに男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の記事取材や目黒区男女平等2023フォーラムの実施に取り組んだ事業115。

《着眼点④》 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び区の所管課は連携して成果をあげているか

《分析④》 第1回男女平等・共同参画審議会ではオンブーズも出席し、審議会、オンブーズ、区（人権政策課）の三者による情報連絡会が実施され、それぞれの年次報告や今後の取組みなどについて共有がなされた事業107。

**評価**

★★

**評価の理由**

区民意識調査によると区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する各種施策や事業および男女平等・共同参画センターについて知っていると回答した人の割合は、目標値には未だ届いていない。個々の施策や事業への認知度については前年度より僅かに改善傾向がみられるが★を増やすには十分ではないと判断した。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（4年度・5年度）

区民意識調査報告（5年度・6年度）

## 【中項目】4-2 計画の着実な進行管理

## 提言

- 今後も推進計画の実施から評価および必要に応じた見直しと改善まで、進行管理が着実に遂行されることを望む。【事業 116・117・118・119・120】

推進計画の確実な実施と評価のために区民意識調査、関連所管への事業実績調査、男女平等・共同参画審議会の運営は継続して行われた。年次報告書の公表も滞ることなくなされた。今後も推進計画の進行管理が着実に推し進められることを望む。

## 分析

＜着眼点①＞ 計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

＜分析①＞ 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査は住民基本台帳から抽出した18歳以上の個人に対しオンラインで実施され、回答者数は671人（前年946人）で回答率は26.8%（前年37.8%）だった【事業116】。推進計画の事業の取組み状況を把握し、計画の進捗状況評価の基礎資料にするために事業実績調査が実施された。事業実績調査の実施に当たり、人権政策課は令和4年度から開始した現行計画の体系に合わせた調査表の見直しと併せて可能な限り男女別の参加者数や相談件数などの具体的なデータを記載することなどを各課に依頼している【事業117】。

＜着眼点②＞ 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

＜分析②＞ 計画の進捗状況の評価が区長から男女平等・共同参画審議会に諮問され、3回の審議会と3回の小委員会が開催されて審議会が答申書を作成し、区長に答申した。答申書では推進計画の中項目別に改善点などを記載した提言を記載し、評価とともに審議会としての意見を盛り込んだ【事業118】。

＜着眼点③＞ 年次報告書が作成され、公表されたか

＜分析③＞ 男女平等・共同参画審議会答申、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告を取りまとめた年次報告書が350部作成され、公表された。年次報告書は区報やウェブサイトで周知を図るとともに、各所管課、関係団体、22区・26市に送付された【事業119】。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

前年度に引き続き、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査、各関係部署による事業実績に関わる調査、計画の進捗状況の評価および年次報告書の作成と公表も着実に実施された。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

## 【中項目】4-3 区民、事業者等との連携

## 《★重点評価項目》

## 提言

- 区民・区民団体、事業者等との協働事業の充実と実施する協働事業の内容についてはインターネットを最大限に活用した区民向けの配信を望む。【事業121・122】

男女平等・共同参画および性の多様性の尊重が区民に浸透し、誰もが生きやすい社会となるには、区民や事業者等との協働事業によって理解度をあげていくことも手段の一つである。区は、他団体と自ら協働すると同時に事業者を含めた様々な団体間での協働事業が生まれやすい環境を整えてほしい。さらに、協働事業の内容は対面に加えて、オンライン視聴などインターネット配信により多くの区民に届くことが望ましい。特に、アーカイブ配信は時間を問わず視聴可能なため有効と考える。

## 分析

《着眼点①》 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析①》 男女平等・共同参画センター運営委員会と人権政策課が協働して目黒区男女平等フォーラム2023が実施された。午前中は性の多様性に関するDVD（「カラコエの花」、「トランスジェンダー～未悠・彩・歩夢～」）の上映会が実施され、午後は講座「子どもも大人もスポハラから守る！ スポハラ（スポーツハラスメント）って何？」が実施された（参加者43人）【事業121】。

《着眼点②》 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析②》 公益財団法人東京しごと財団との共催で、長く働き続けるために職場の人間関係を円滑にするコミュニケーションスタイルを学ぶことを目的に、女性のためのしごと探しセミナー（女性しごと応援キャラバン）「ストレスフリーなコミュニケーション法」を開催した（参加人数81人）【事業122】。

## 評価

★★★

## 評価の理由

目黒区男女平等フォーラム2023では、時宜にかなった講座（性の多様性とハラスメント）の企画・実施、公益財団法人とのセミナー開催など、区民団体や事業者との協働事業は引き続き実施されている。しかしながら協働する事業者等の拡大は進んでいない。さらに昨年度同様の動画配信がなされなかったことで、区民のイベント参加機会が減少した。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

## 【中項目】4-4 国、東京都、他自治体との連携

## 提言

- 今後も、国、都、他自治体との積極的な連携および情報交換によって、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりが着実に推進されることを望む。【事業123・124】

国、都、他自治体との密接な連携や情報交換は、それらが実施または計画している取組みと目黒区の推進計画との対比によって、目黒区の長所や課題を知るうえで重要な機会である。今後も、周辺の情報を怠りなく収集して目黒区の推進計画が充実したものになるよう着実に進めてほしい。

## 分析

《着眼点①》 国や東京都と施策の連携や情報交換などを行っているか

《分析①》 国や東京都との連携は各種調査や取組みに協力し、相互に情報提供や情報交換が実施されている。主なものとして、地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況の報告等（国）、区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）などがある。また、国や東京都主催の研修・説明会・事業に参加し、情報収集が行われている。5年度は男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修などに参加した【事業123】。

《着眼点②》 他の自治体と情報交換等の連携はとれているか

《分析②》 特別区女性政策主管課長会を通じて各区の施策の取組み状況や課題について情報交換が行われた他、5年度は人権施策推進都区連絡会において各区における性的マイノリティに関する取組み等の情報交換が行われた。各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有すると同時に、現在の取組み等に関する情報交換が継続して行われている。目黒区男女平等・共同参画センター施設や事業を案内するポスターの掲示、啓発グッズや施設案内リーフレット、企画講座チラシなどを使用した情報発信も行われている【事業124】。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

国、都、他自治体との連携・情報交換は継続して行われている。  
以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（4年度・5年度）

資料1 諮問文

目総権第5211号  
令和6年6月7日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

区 長

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第14条第2項の規定に基づき、令和6年9月末までに意見を求めます。

以 上

資料2 検討の経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容 等
令和6年6月7日	第1回 男女平等・共同参画審議会	諮問 審議会運営について 情報連絡会等
令和6年7月12日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和6年7月25日	第2回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和6年8月8日	第3回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和6年9月3日	第2回 男女平等・共同参画審議会 (書面開催)	答申案の検討
令和6年9月20日	第3回 男女平等・共同参画審議会	答申内容の決定
令和6年9月27日	区長に答申書を提出	

資料3 ■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

	氏名	肩書・選出団体等	備考
学識経験者	いわた たくろう 岩田 拓朗	弁護士	
	かみお まちこ 神尾 真知子	日本大学名誉教授	会長 小委員会委員
	こいで まこと 小出 誠	一般社団法人 デジタル広告品質認証機構事務局長	副会長 小委員会委員長
	こばやし ふさこ 小林 富佐子	社会保険労務士	
	たなか ひろみ 田中 洋美	明治大学情報コミュニケーション学部准教授	小委員会副委員長
	やくし みか 薬師 実芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	
区内関係団体等	いしい こうじ 石井 宏治	目黒区立中学校PTA連合会	
	おか ともこ 岡 智子	目黒区立小学校PTA連合会	
	かたぶち しげはる 片渕 茂治	公益社団法人 目黒法人会	
	くぼ すずこ 久保 鈴子	目黒区男女平等条例を推進する会	小委員会委員
	なかじま みちこ 中島 みち子	目黒女性団体連絡会	
公募区民	いかわ まりこ 井川 真理子	公募区民	
	こまぎ たつや 駒崎 達也	公募区民	
	たけうち まいこ 竹内 麻依子	公募区民	
	よしおか あきこ 吉岡 亜希子	公募区民	